

燕市学校教育基本計画



平成23年5月

燕市教育委員会

目 次

第Ⅰ章	計画の策定について	1
1	計画策定の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画の範囲	
4	計画の期間	
第Ⅱ章	市民とともに目指すこれからの燕市の教育	2
1	燕市総合計画	
2	教育立市宣言	
3	教育理念	
4	目指す子ども像	
5	4つの目標	
第Ⅲ章	今後5カ年で重点的に取り組む施策	6
1	施策の体系	6
2	4つの目標と16の重点施策	8
	【目標1】生きる力がみなぎる燕の子どもを育てます	
	重点施策1 燕市らしい特色のある教育の推進	8
	重点施策2 確かな学力の向上	11
	重点施策3 豊かな心の育成	14
	重点施策4 健やかな体の育成	16
	重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進	18
	重点施策6 幼児教育の充実	18
	【目標2】学校・教職員の力を高め、信頼される学校を目指します	
	重点施策7 教職員の資質・指導力の向上	19
	重点施策8 学校の組織力の向上	20
	重点施策9 きめ細かな学校支援	21
	【目標3】燕市全体の教育力を高め、子どもたちの学びや育ちを支えます	
	重点施策10 学校・家庭・地域の連携強化	22
	重点施策11 家庭の教育力の向上	22
	重点施策12 生涯にわたって学べる環境の整備	23
	【目標4】子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備します	
	重点施策13 安全・安心な教育環境の実現	24
	重点施策14 質の高い教育を支える環境整備	25
	重点施策15 教育機会の均等の確保	25
	重点施策16 少子化に対応した教育環境の整備	25
第Ⅳ章	燕市の教育政策の実現に向けて	26
1	教育委員会活動の充実	
2	総合的な推進体制	
3	新たな検討が必要となる事項への対応	
4	計画の進行管理	
資料編		27

第 I 章 計画の策定について

1 計画策定の目的

(1) 複雑化、加速化した時代の変化に対応し、新燕市としての教育の姿を示します。

科学技術の進歩、国際化、情報化、少子化、高齢化、地方分権の進展、食の安全・安心の問題等の社会の急激な変化は、教育にも大きな変化をもたらしています。また、学ぶ意欲の低下、規範意識や道徳心、自立心の低下、インターネットや携帯電話にかかわる問題等、子どもたちを取り巻く状況も大きく変化しています。

これらのことを受け、平成18年に教育基本法、平成19年に学校教育法等が改正されました。さらに、平成20年3月には小・中学校の新学習指導要領が告示され、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されます。

このようなめまぐるしい社会の変化に対応するとともに、地域社会や家庭と連携し、新燕市を担うに相応しい「まちを想い、まちを発展・進化させる『人』づくり」、「これからの社会でたくましく生きていくことのできる人づくり」を目指し、市民と一体となった燕市の教育を行っていく必要があります。

本「燕市教育ビジョン」（以下、「本計画」と言う）は、燕市の幼稚園・保育園、小学校、中学校の子どもたちの健全な成長を総合的に保障する視点に立って様々な教育課題解決の方向を示します。

(2) 燕市のよさを生かした教育の在り方を示します。

燕市は、平成18年3月20日に当時の燕市、吉田町、分水町の3市町が合併し、8万4千人の新市となりました。

それぞれの地域には、豊かな自然やこれまで長い年月をかけて築いてきた歴史や文化が残されています。また、世界で通用する最先端技術や伝統技術に支えられた工業と地域の経済、歴史、自然に根ざした商業、農業、観光業が営まれています。

加えて、地域住民の文化活動やスポーツへの関心は高く、公民館活動等が活発に行われ、様々な知識や技能をもった市民を数多く輩出しています。これらの人材を、学校教育地域指導者「まちの先生」として教育に生かす取組も行われています。

本計画は、このような地域のよさと3市町合併による利点を最大限に生かした新燕市の教育の方向を示していくものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けられます。また、「燕市総合計画」の教育に関する部門別計画として位置付けられます。

なお、本計画は、「燕市幼児保育・幼児教育基本計画」、「燕市生涯学習推進計画」、「燕市次世代育成支援行動計画」等、教育にかかわる様々な計画との整合性を図り、策定するものです。

3 計画の範囲

生涯における人間の学びの場は、大きく学校・園、家庭、地域の3つに分かれています。本計画は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりをもって進められていくことの重要性を踏まえて策定しました。従って、義務教育を中心としながらも、幼稚園・保育園における幼児教育、家庭教育や地域における社会教育と義務教育とのかかわりについても対象としています。

4 計画の期間

本計画の対象期間は、「燕市総合計画」を踏まえ、平成27年度を目標年次とします。また、教育基本法の理念の実現に向けて、燕市が目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、平成23年度を初年度とし平成27年度までに総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととします。

第Ⅱ章 市民とともに目指すこれからの燕市の教育

1 燕市総合計画

本計画は、平成20年2月に策定された「燕市総合計画」を受けて作成するものです。

従って、「燕市総合計画」の「**生き生きと学び、心豊かな人をはぐくむまち**」との整合性を保ちながら、燕市の教育の指針として位置付けられます。

また、「燕市総合計画」の施策展開のテーマである「ひとづくり」「まちづくり」を具体的に実現していくために4つのキーワード(育成・参画・交流・協力)と、「総合計画」における「幼児教育・学校教育の充実」の「基本方針」を生かしながら事業の方向性を示していきます。

1 育成：人を育てる

- 確かな学力を身に付けるとともに、体力の向上、健康づくりに取り組み、自らの能力や個性を磨き、自信をもって生きる力をはぐくむ教育を展開します。

2 参画：人を活かす

- 地域の歴史や文化を生かした学習、さまざまな体験学習に取り組むことにより、地域コミュニティ、家庭、学校がともに学校教育を考える参画型のシステムづくりに取り組みます。

3 交流：人がふれあう

- 生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図る教育を推進します。

4 協力：人が助け合う

- 子どもたちの成長の連続性を考慮するとともに、学校間の連携や関係機関との連携を充実し、燕市における幼保小中の一貫した教育に向けた基盤づくりを進めます。

2 教育立市宣言

教育の充実こそが、総合計画にある燕市の将来像「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」を実現するための基本です。教育の重要性が一層増している今、全市を挙げて教育に取り組んでいく姿勢を内外に示すため、教育立市を宣言し、教育の振興を図っていくことが重要であると考えました。

教育立市宣言前文

燕市は、平成18年3月20日に当時の燕市、吉田町、分水町が合併し、新生燕市として誕生しました。

新生燕市の沿革をたどると、先人の知恵と努力による偉業があります。

私たちの先人は、江戸時代からの和釘や鋤起銅器の製造から始まり、不断の努力により金属洋食器や金属ハウスウェアの生産技術へと発展させ、金属加工産業として国際的にも高い評価を得てきました。さらに、近年は新しい素材にも応用範囲を広げながら進化を続けています。

また、江戸時代後期の名僧・良寛はこの地を定住の地とし、人と自然を愛した良寛の思想や生き方は、現代でも思慕の念を持って受け入れられています。

この良寛の慈愛の心を受け継いだ長善館は、日本有数の私塾として幕末から明治にかけて進取の精神を抱いた有能な人材を数多く輩出しました。

さらに、幾度となく繰り返された信濃川の大洪水を治めるため、大河津分水路という一大事業を完成させ、この地を日本一の穀倉地帯に変えてきています。

これら先人の偉業が新しい燕市全体の財産となったことを機に、この偉業を継承し、人をまちづくりの原点として、豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを市民とともに推進するため、ここに「教育立市」を宣言することにしました。

教育立市宣言

教育は、心豊かな人格の形成を目指して、一人ひとりの個性や能力を活かし、主体的に生きる人間を育てるために欠くことのできないものです。

燕市は、人をまちづくりの原点として、市民とともに豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを推進するため、ここに「教育立市」を宣言します。

そして、このまちで子どもを育てたい、教育に携わりたいと人々が集う燕市を目指します。

- 一 すべての子どもが必要な保育や教育を受ける環境づくりに努め、子どもの発達や学びの連続性を大切にし、心身の調和のとれた子どもを育てていきます。
- 一 市民と一体となった教育を展開することにより、自分の持てる力を活かそうとする意欲や郷土を愛する心を培い、人間性豊かで生きる力のみなぎる子どもを育てていきます。
- 一 市民が目指す自己実現に向けて、いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできる場や機会の整備、充実に努めます。

平成20年9月29日宣言

3 教育理念

未来の燕市を担う子どもたちの教育環境の向上を目指し、以下の観点から教育理念（基本的な考え方）について検討を加えました。

- ① 燕市総合計画、教育立市宣言、燕市児童生徒の実態等を踏まえること。
- ② 「21世紀の社会で自立して生きていくために必要な基礎的な力を身につける」こと。
- ③ 「個性を生かし、一人一人の可能性を最大限に伸ばす」こと。

この結果、燕市の学校教育の理念を以下のように設定しました。

○ 市民と一体となった教育を展開することにより、自分のもてる力を生かそうとする意欲や郷土を愛する心を培い、人間性豊かで生きる力がみなぎる子どもを育む。

4 目指す子ども像

○ 知・徳・体のバランスのとれた、心豊かで生きる力がみなぎる子ども

大きな変化が予測されるこれからの社会にあっても、子どもたちに、夢をもち、自ら学び自ら考え、目標に向かってたくましく生きていくことのできる力と、そのために必要な基礎基本の力（「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」）をはぐくむことが求められています。

また、地域社会・国際社会の担い手として、公共の精神に基づいて、人々の人権を互いに尊重し、共に助け合い協力しながら燕市や日本の未来を切り拓いていくことのできる力を備えていくことが望まれています。

そこで、「3 教育理念」に基づき、今後5年間の燕市の教育が目指す子ども像として、「知・徳・体のバランスのとれた、心豊かで生きる力がみなぎる子ども」を掲げます。

5 4つの目標

燕市が目指す教育理念と目指す子ども像をより具体化していくために、これから5年間の取組の方向性を明確に示すものとして、4つの目標を掲げました。これらの目標は一体のものであり、そのいずれかが欠けても十分な教育は展開できないものであります。

また、これらの目標に基づいて、5年間の重点施策が展開されていくこととなります。

目標1 生きる力がみなぎる燕の子どもを育てます

幼児期から義務教育までの期間は、社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。これからの複雑で変化の激しい社会においても、子どもたちが自分の適性や能力を生かし夢や目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を育成し、いきいきと主体的に生きていくための基盤を養います。

そのため、燕市らしい特色ある教育の推進、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体

の育成、特別なニーズに対応した教育の推進、幼児教育の充実を通じて、子どもたち一人一人の「生きる力」をはぐくみます。

目標2 学校・教職員の力を高め、信頼される学校を目指します

教職員は、子どもたちの心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼす重要な存在です。子どもたち一人一人を大切に、質の高い教育を提供し続けるため、教職員研修を充実し、自らの資質能力の向上に努める教職員を支援することで、教員の授業力・指導力・人間力の向上を図り、人権感覚豊かな信頼される教職員を育成します。

また、校長のリーダーシップの下、教職員が協働して学校の教育課題解決に対応できるよう、学校組織力の向上に努めるとともに、きめ細かな学校支援を行い、信頼される学校を目指します。

目標3 燕市全体の教育力を高め、子どもたちの学びや育ちを支えます

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きが出てきています。燕市学校支援地域本部事業や放課後の子どもの居場所づくり等で、地域の人々が様々な形で学校や子どもたちの活動を支援する機会を作るとともに、相互の信頼関係を強化し、地域や社会のもつ教育力を高めていきます。

また、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに対する啓発活動や支援を行います。

この他、図書館等の社会教育施設と学校教育との連携や市民のボランティア活動等を促し、誰もが身近な場所で、教育支援を受けたり参加したりすることができる体制づくりを進めます。

このように、学校・家庭・地域等の関係者が一体となった連携協力を強化し、誰もが生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりや社会全体の教育力の向上に取り組みます。

目標4 子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備します

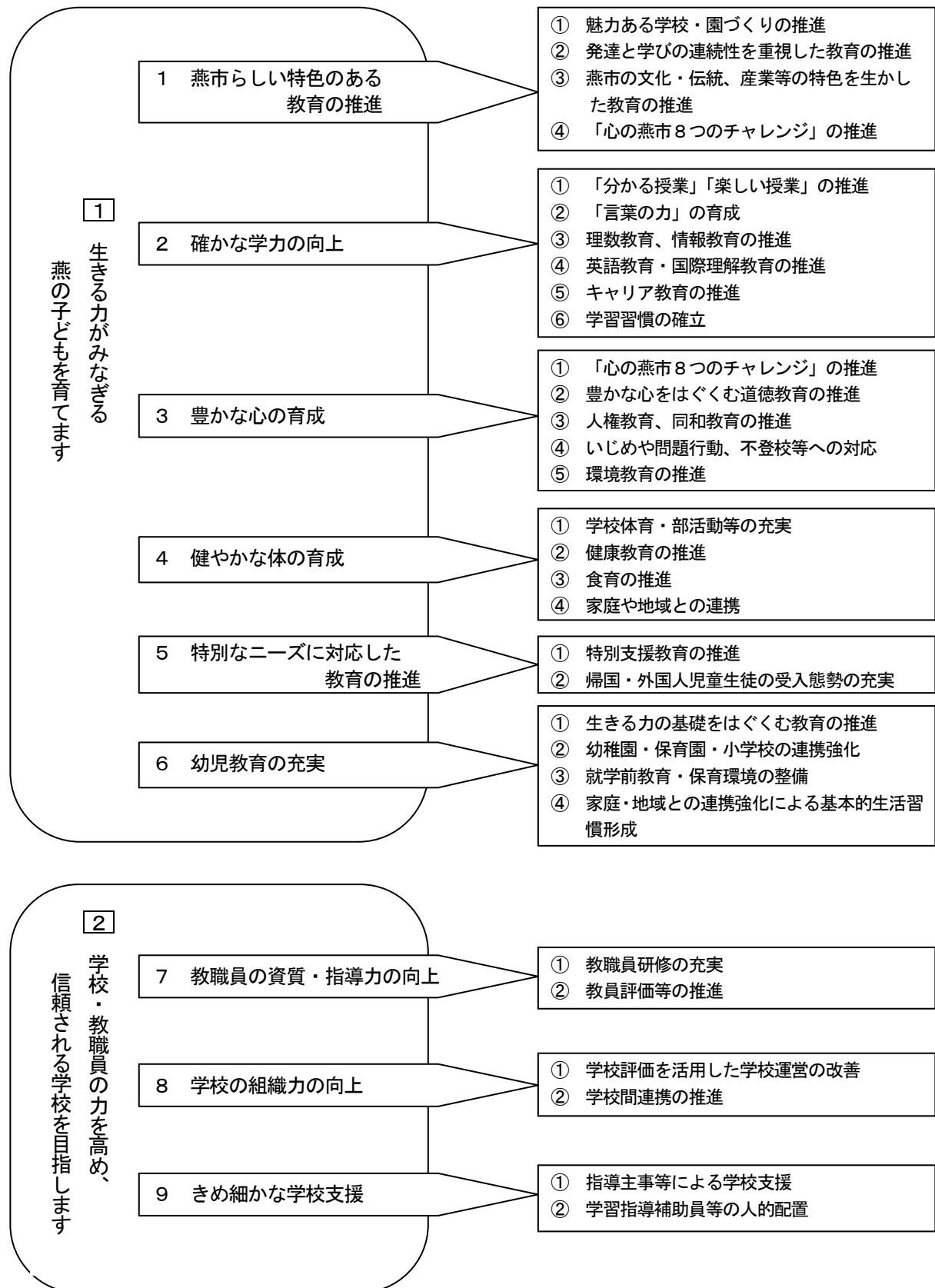
未来に向かって成長する子どもたちが、安全で安心な環境で学び、様々な体験をし、生活できるようにすることは、必要不可欠な前提条件です。

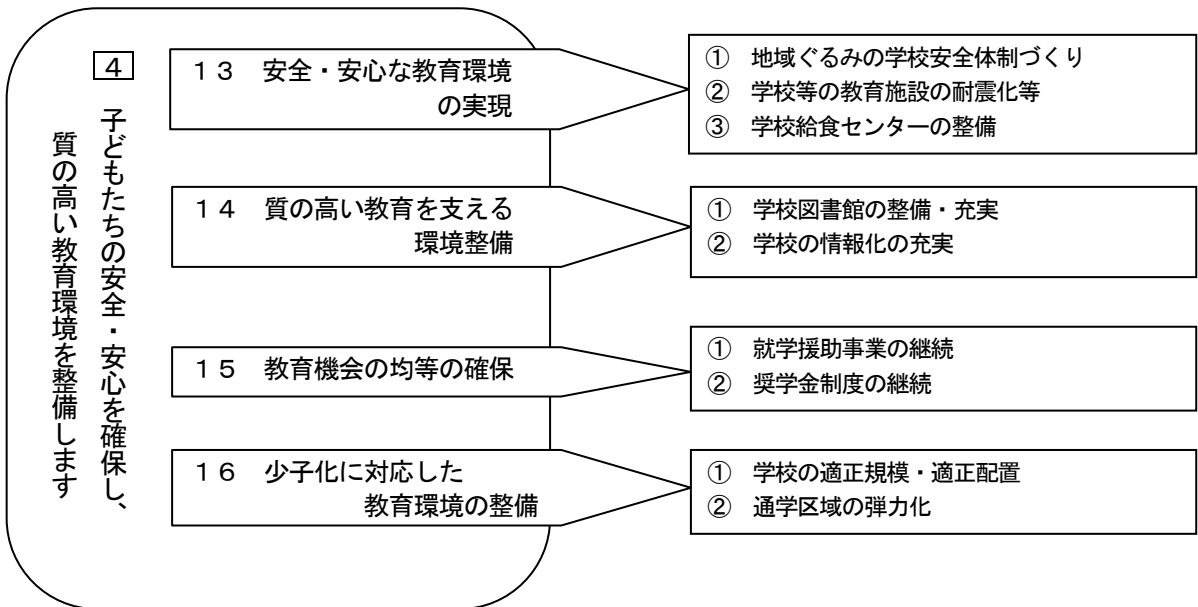
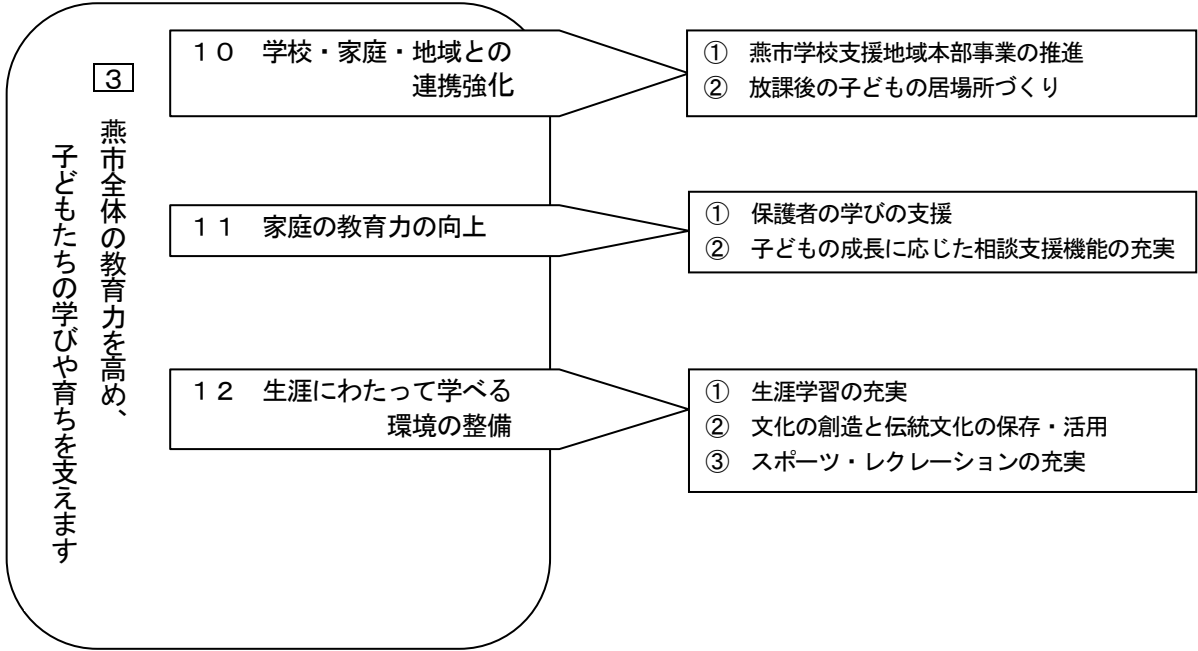
そのため、学校施設の耐震化をはじめ、安全・安心な教育施設の整備や安全・安心な給食の提供等、子どもたちの安全・安心な教育環境確保に努めます。

また、質の高い教育環境整備を目指し、学校における情報化の推進や学校図書館の充実を図ります。さらに、学ぶ意欲があるにもかかわらず経済的理由により就学・修学の機会が奪われないよう、均しく教育機会を確保する取組等も推進します。

第三章 今後5カ年で重点的に取り組む施策

1 施策の体系





2 4つの目標と16の重点施策

目標1 生きる力がみなぎる燕の子どもを育てます

重点施策1 燕市らしい特色のある教育の推進

○ 施策の方針

「幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育」の推進、燕の伝統・文化に関する教育や地域学習の推進等、燕市らしい特色のある教育を推進し、生きる力や郷土を愛する心をはぐくみます。

① 魅力ある学校・園づくりの推進

各学校・園では、これまでの取組を継承・発展させるとともに、家庭・地域との連携を強化し、創意工夫を生かした魅力ある学校・園づくりを進めます。

◆特色ある学校・園づくり

学校・園は、子どもの状況、地域の特性等を考慮しながら、重点的に取り組む施策を計画的に実施することで、自主性・自律性をもった「特色ある学校・園づくり」を推進します。

◆開かれた学校・園づくり

保護者や地域に学校・園の教育活動への理解を促し、組織的・継続的な教育活動への参画を通して、地域のニーズを反映した「開かれた学校・園づくり」を推進します。

◆学期制のメリットを生かした学校経営の推進

各学校は、地域や保護者とともに特色ある学校づくりをするために、主体的に学期制を選択し、2学期制あるいは3学期制のメリットを生かした学校経営を行います。

② 発達と学びの連続性を重視した教育の推進

子どもの発達や学びの連続性を重視した、「幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育」を推進し、幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育の円滑な接続を図ります。

◆幼・保、小、中を貫く教育課題への取組

幼・保、小、中を貫く課題として、「言葉の力の育成（読書活動の推進、言語活動の充実）」「豊かな心の育成（心の燕市8つのチャレンジ、家庭・地域との連携）」、「健やかな体の育成（体力づくり、食育推進、生活習慣改善）」を設定します。

- ・言葉の力の育成については、「燕市子どもの読書活動推進計画」を作成し、その具体化を図ります。また、幼・保、小、中で一貫して言葉の力がはぐくまれるよう、各学校・園では言語活動を指導計画に位置付けるとともに、ボランティアによる読書活動への支援を行っていきます。
- ・豊かな心の育成については、心の燕市8つのチャレンジを一層推進するとともに、読書や家庭学習等でも家庭や地域との連携を図ります。その際、燕市学校支援地域本部等の各関係機関との連携を図ることで地域の力を活用します。
- ・健やかな体の育成については、体力向上「1学校1取組」運動の推進、食育推進計画の作成と実施、生活習慣の改善に取り組みます。

◆燕タイムの推進

幼稚園・保育園・小学校では、朝の時間帯等に1日10分～15分間の特設の時間を設定し、集中力や基礎学力を高める活動に取り組みます。

幼稚園・保育園では、朝の活動に「つばめおはようタイム」を位置付け、一日の生活リズムを整え、集中力を高める活動を取り入れます。

小学校では、日課表に「燕長善タイム」を位置付け、「読み・書き・計算」等の基礎学力の習得に努めます。「習うより慣れろ」で、何度も繰り返し学習して覚えることで、集中力を身につけ、学習の喜びと自信を得ることができます。

◆発達段階を考慮した教育の推進

各園や学校では、子どもの発達段階を考慮し、進級や進学での適切な接続の面から、子どものよさ、特性、育ちなど、個々の状況や課題を見極めて幼児への援助、児童生徒への教育に当たります。

◆幼保小・小中連携の推進

年度替わり、特に校種間の移動にあたっては、情報を確実に次の担当者等に引き継ぐことで、幼児、児童生徒の連続した成長がはぐくまれるよう配慮します。また、情報交換だけでなく、園や学校間の授業交流などを積極的に進め、保育士や教員相互の交流を図ります。

③ 燕市の文化・伝統、産業等の特色を生かした教育の推進

燕市に愛着と誇りをもち、伝統や文化を尊重しながら地域や国際社会に貢献しようとする心をはぐくみます。

◆「ものづくり教育」の推進

各教科等において、燕の産業の特色を生かした「見て、触って、試して、考える」ものづくり体験活動を通して、ものづくりに対する興味関心を高めるとともに、「ものづくりの町」燕市のよさを知り、燕市に誇りと愛着をもった子どもをはぐくみます。

◆伝統・文化に関する教育の充実

我が国及び燕市の伝統・文化に関する関心や理解を深め、それらを継承・発展させるための教育を各教科・総合的な学習の時間等を通じて推進します。

◆「わたしたちのまち 燕市」の作成と活用

2年ごとに改訂される社会科副読本「わたしたちのまち 燕市」を活用した地域学習を推進するとともに、燕市の伝統・文化・産業等にかかわる「燕ジュニア検定」の実施を検討します。

◆自立をはぐくむキャリア教育の推進

小学校では、地域で働く人を中心に、仕事に携わる多くの人と交流し、働くことや夢をもつことの大切さ、社会生活の中で人々が果たしている役割等について理解を深めます。

中学校では、燕の産業の特性を生かした職場体験やその道の達人等による職業講話等のキャリア教育を推進し、仕事に対する意識や自覚、将来の生活や進路等について考えを深めます。

◆良寛・長善館教育の継承

良寛の思想や長善館の教育は、「人のことを思いやり、人のために尽くす」という精神を根本としています。また、長善館の教育は、時代を拓く気概を伝えるとともに、青年の自立を求め、学んだことを応用して、実社会に生かすという精神が基盤となっています。

それは、現代の教育にも通じることが多く、燕市の財産である良寛や長善館教育の精神を学校・園の教育に取り入れ、継承していきます。

④ 「心の燕市8つのチャレンジ」の推進

家庭や地域においては、次世代を担う燕市の子どもたちの健全な育成を目指し、地域全体で「豊かな心をはぐくむ活動」を推進し、人が生きていく上で当然の心得を伝えていくことが必要です。「子どもはみんなの宝です。学校、家庭、地域はそれぞれの役割を果たし、協力して子どもを育てましょう」との趣旨で、平成13年3月に旧燕市で「心の燕市8つのチャレンジ」が誕生しました。

新燕市においても、「心の燕市8つのチャレンジ」の重要性を踏まえ、家庭や地域ぐるみの子育ての指針として、取り組んでいきます。

心の燕市8つのチャレンジ	
幼児・児童・生徒向け	保護者・市民向け
<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るいあいさつをしよう ○ はっきりと返事をしよう ○ 履き物をきちんとそろえよう ○ 食事をしっかりととろう ○ そうじや手伝いをしよう ○ いいところをのびし、注意されたらすなおに聞こう ○ あきらめないでねばり強く取り組もう ○ お年寄りや目上の人を大切にしよう <p>*幼児・児童向けにはすべてルビがつきます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るいあいさつをさせよう ⇒あいさつをする子どもは、明るく人とかわれる子に育ちます。 ○ はっきりと返事をさせよう ⇒返事ができる子どもは、自分に自信がもてる子に育ちます。 ○ 履き物をきちんとそろえさせよう ⇒履き物を揃える子どもは、はじめのある子に育ちます。 ○ 食事をしっかりととらせよう ⇒正しい食事をとる子どもは、健康で活力ある子に育ちます。 ○ そうじや手伝いをさせよう ⇒掃除や手伝いをする子どもは、責任ある子に育ちます。 ○ 子どもをしっかりとほめ、きちんと叱ろう ⇒適切なほめ方や叱り方をされた子どもは判断力のある子に育ちます。 ○ がまんする体験をさせよう ⇒がまんができる子どもは、頑張り屋で意志の強い子に育ちます。 ○ お年寄りや目上の人を敬う心を育てよう ⇒他人を敬う子どもは、思いやりのあるやさしい子に育ちます。

⑤ 「子ども夢基金」活用事業の推進

子どもたちが健やかに育つことを願い、次世代育成を推進することを目的に、燕市子ども夢基金を設置し、市民の皆さんからいただいた善意の寄付をもとに、「次世代人材育成推進事業」「子育て支援活動」「青少年健全育成活動」「子どもたちの夢のある活動」を支援します。

重点施策2 確かな学力の向上

○ 施策の方針

燕市の未来を担うすべての子どもたちに「生きる力」をはぐくむため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む学習意欲の向上等、「確かな学力」を培います。

① 「分かる授業」「楽しい授業」の推進

子どもたちが達成感や学ぶことの楽しさを味わうことのできる「分かる授業」「楽しい授業」の推進、個に応じた指導の充実により、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用する力の育成を図ります。

◆創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善

すべての学校が、学習指導要領の内容や子どもたちの実態を踏まえた特色ある教育課程を編成・実施し、その評価・改善に努めます。

◆教えるプロの育成

すべての学校で研究授業を主体とした校内研修を実施するとともに、指導主事学校訪問、市教委教員研修の実施により、教員一人一人の授業力の向上を図ります。また、県外の先進校に教員を派遣し、指導力の向上を図ります。

◆学力・学習状況の把握と授業改善の推進

全国学力・学習状況調査、全国教研式学力検査、新潟県教育委員会「学力向上推進システム活用事業」等を活用し、その結果から子どもたちの学力・学習状況を多面的に分析し課題を明らかにするとともに、その課題解決に向けた「学力向上対策計画」を策定して、学校での授業改善の取組に生かします。

◆きめ細かな学習指導体制の確保

一人一人の資質や能力を伸ばし、個に応じたきめ細かな学習指導の充実を図るため、少人数指導・習熟度別指導の推進や学習指導補助員の配置を進めます。

② 「言葉の力」の育成

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力です。そこで、「幼児期から言葉の力を育成する」ことを目指して、幼保小中一貫して言語環境の整備と言語活動の充実に取り組めます。

◆幼保小中一貫した取組の推進

幼稚園・保育園、小学校、中学校でそれぞれの発達段階に応じて、「言葉の力」の育成に取り組めます。そのため、「言葉の力育成」研修会を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。また、それぞれの取組が一貫した取組となるよう調査・研究を深めます。

◆言語活動の充実

国語科をはじめとするすべての教科等において、言語活動を意図的・計画的に位置づけ、「読む・聞く・話す・書く」を効果的に組み入れた学習を展開します。また、「考える・感じる・表す」活動を重視し、子どもたちが自分の考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うた

めに必要な言語力を育成します。

◆読書活動の充実

子どもたちが読書に親しみ、主体的に読書する習慣を身に付けるようにするため、平成23・24年度の2カ年で「燕市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を総合的に推進します。

学校では、学校図書館の環境を整えるとともに、読み聞かせボランティアや図書ボランティア等の積極的な活用を通して、読書活動の一層の充実を図ります。

また、市教委連携事業の「図書館運営推進委員会」で、全小中学校の学校図書館の活性化に向けて、情報交換や連携を強化します。

③ 理数教育、情報教育の推進

これからの時代においては科学技術の重要性が一層高まります。このため、学校教育では、理数教育・情報教育の充実を図り、科学技術への興味関心や学習意欲を高めるとともに、基礎的・基本的事項の確実な定着と活用力の向上を図ります。

◆理数教育講師派遣

小学校5・6年及び中学校の理科、算数・数学の授業に「特別講師」を導入することにより、児童生徒が先端技術等に触れたり、教員が指導方法に関する研修を行ったりします。

◆科学教育センターの充実

西蒲・燕科学教育センター、燕理科教育センターの研修体制の充実を図り、教員の専門性の向上に努めます。また、専門員・協力員による出前講座や科学作品展・科学研究発表会等により、科学への興味関心を高めます。

◆児童生徒のICT活用能力の育成・教員のICT指導力の向上

児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切に活用できるための知識・技能を身に付ける教育を進めます。そのため、全教職員へのパソコン配備の継続や各学校への実物投影機・プロジェクターの計画的整備を図るとともに、研修の充実を図り教員のICT指導力を向上させます。

◆情報モラル教育の推進

パソコン・携帯電話等を介した有害情報、いじめなどの社会問題に対応するため、情報発信に伴う責任や情報を判断する力をはぐくむとともに、情報モラルやマナーを身につけるための教育を推進します。

④ 英語教育・国際理解教育の推進

外国語への興味関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力の育成のために、英語教育の充実を図ります。また、異なる文化をもつ人々と理解し合い、協調していく力を育成するために、外国の歴史・文化・生活習慣を学ぶ機会を充実します。

◆小学校英語活動の充実

小学校5・6年生の英語活動に指導補助員を派遣し、指導形態の工夫や教材開発並びに授業のTTとして指導補助員の活用を図り、児童のコミュニケーション能力を育成します。

◆AL Tの配置・派遣

全中学校に対してAL Tの通年配置を行い、全学級でAL Tと英語担当教諭とのTT授業を実施します。また、幼稚園・保育園・小学校にもAL Tを派遣し、国際理解教育や英語活動の充実を図ります。夏季休業中には、小学生3・4年生を対象に燕地区・吉田地区・分水地区の3会場でAL Tによる夏季英会話講座を開催し、英語活動への興味関心を高めます。

◆教員の指導力向上

小学校英語活動や中学校の英語教育の研修の充実を図ります。特に、市内中学校のすべての英語担当教員のスキルアップ研修を計画的に実施します。

◆国際理解・多文化共生教育の推進

子どもたちが互いに尊重し合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うために、多様な交流活動や体験活動を推進します。

◆燕市国際交流事業の推進

「燕市国際交流事業」を活用し、友好姉妹都市アメリカ・シェボイガン市やダンディ村との中学生の相互派遣、オーストラリア・ブリスベンへの中学生派遣を進め、国際性をはぐくみます。

⑤ キャリア教育の推進

児童生徒が将来の夢や希望を抱き、豊かな自己実現を図るために、子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方について考える教育を推進し、学ぶことの意義を理解させ、学習への意欲を高めます。

◆小・中・高を通じた組織的・系統的な取組

「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み」に基づいた全体計画による実践・評価・改善を通して、人間関係形成能力・情報活用能力・将来設計能力・意思決定能力の育成を図ります。

◆燕市の「ヒト・コト・モノ」に学ぶ学習の推進

学校教育地域指導者「まちの先生」や地域の人々等、様々な職業の方々から仕事の進め方や考え方について学ぶ学習を推進します。

◆職場体験学習の推進

地域、企業、行政等との連携により、子どもたちの職業観・勤労観を育てるため、職場体験を行う学習活動の充実を図ります。

⑥ 学習習慣の確立

学習への意欲を高めるとともに、家庭と連携して生活習慣の見直しを図り、家庭学習が習慣化するよう、児童生徒の実態に即した指導を進めます。

◆「家庭学習の手引き」の作成

すべての小中学校で、児童生徒の実態に応じた「家庭学習の手引き」等を作成し、学校と家庭との連携による学習習慣の定着に取り組みます。

◆基本的生活習慣の確立

子どもたちに望ましい生活習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域が一体となって「早寝・早起き・朝ご飯運動」や「ノーテレビ・ノーゲーム運動」を推進します。

重点施策3 豊かな心の育成

○ 施策の方針

将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、自らを律しつつ、立場や文化の違う人たちとも協調し、生命の大切さを理解し、他を思いやる心や自然に感動する心をもつ人間性豊かな子どもを育成します。

① 「心の燕市8つのチャレンジ」の推進

「燕市学校教育の重点」に掲載し、市内すべての小中学校・園で取組を進めます。各学校では、「8チャレ強調月間」を年間計画に位置付けたり、道徳の時間で取り上げたりして実践化に努めます。また、市教委連携事業の「心の教育推進委員会」で、学校・保護者・市民への啓発活動も行い、定着を図ります。

② 豊かな心をはぐくむ道徳教育の推進

児童生徒の倫理観や規範意識、生命尊重の心をはぐくむ等、豊かな人間性を育成するため、校長の方針の下、道徳教育推進教師等を中心に、道徳の時間を「要」として、全教育活動を通して児童生徒一人一人の道徳性の育成を図り、家庭や地域と連携・協力した「心の教育」を計画的・継続的に進めます。

◆学校教育全体を通じて行う道徳教育の推進

「規範意識や自立心・自律性、命の大切さ、人間関係力の育成、耐える力の育成等」を重視するとともに、自校の道徳教育の課題を明確にした全体計画を作成し、教育活動全体を通じた取組を全教職員で実施します。

◆豊かな体験活動や自主的な活動の推進

自然や地域社会の中で、豊かな感性や思いやりの心、公共心、勤労観等をはぐくむ豊かな体験活動を推進します。また、学級・学年、児童会・生徒会等における自主的な活動や異年齢の交流活動の充実を図ります。

◆「心に響く道徳の時間」の充実

児童生徒の体験や体験活動と道徳の時間と関連付けた指導の充実を図るとともに、人間としての生き方を追求し、その道徳的な価値とのかかわりで自己を深く見つめる授業を展開します。

◆家庭・地域との連携・協力

学校の心の教育の方針や道徳の授業などの取組を保護者・地域に情報発信するとともに、家庭や地域社会との交流を基に様々な教育活動を実施し、道徳性の育成を図ります。特に、「心の燕市8つのチャレンジ」は市民と一体となって取り組みます。

③ 人権教育、同和教育の推進

人権尊重の理念等についての学習や、同和問題をはじめとしていじめや児童虐待、女性に対する暴力、障がい児や高齢者、外国人への差別や偏見等、様々な人権課題にかかわる学習を推進し、偏見や差別を解消する意志と行動力、そして、自他の人権を守る意欲や態度を育てます。

◆授業などの改善

人権教育、同和教育の全体計画・年間指導計画の改善に努め、児童生徒や保護者等の悩みを教師が自分の問題として受け止め、寄り添い、ていねいな関わりで支援する「寄り添う人権教育」「かかわる同和教育」の計画的な実践を積み重ねます。

市教委連携事業の「人権、同和教育推進委員会」で、実践例を集約し、各学校の指導に役立てるようにします。

◆研修の充実

教職員の人権感覚を高める校内研修の確実な実施や教職員の研修履歴に基づいた研修機会の設定を行います。

◆新潟県特有の人権課題への対応

北朝鮮による拉致被害者、新潟水俣病被害者に関しては、児童生徒の発達段階や実態に応じた適切な指導を行います。

◆児童虐待防止

児童虐待に関しては、早期発見・早期解決のための教員研修を推進するとともに、児童相談センター、警察、健康づくり課等との連携強化を図ります。

④ いじめや問題行動、不登校等への対応

「生徒指導提要」（文部科学省発行）の活用を図り、いじめや問題行動、不登校等の未然防止と早期発見・早期対応の取組を進めるとともに、学校と家庭・地域・関係機関との連携を強化し、児童生徒の自己指導能力（どのような行動が適切か、自分で考え、決めて、実行する力）と社会性を育成します。

◆生徒指導体制の強化

「いじめ防止学習プログラム」「中1ギャップ解消プログラム」（新潟県教育委員会発行）の自校化を図り、未然防止・早期発見・早期対応できる校内体制を整えます。

特に、「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」「自己決定の場を与える」という3つの機能を、教育活動のあらゆる場で作用させ、自己指導能力の育成を図ります。

◆児童生徒の社会性の育成

家庭や地域との連携を図りながら、各学校及び中学校区における「心トキめき絆づくり事業」を実施し、児童生徒の社会性の育成に取り組みます。また、社会性育成教員リーダー研修会の成果をもとに、児童生徒の人間関係能力の向上に取り組みます。

◆教育相談体制の充実

教育相談研修を開催し教員の指導力向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー（SSW）等との連携等により、教育相談体制の充実を図ります。

◆適応指導教室での支援の充実

3地区の適応指導教室が連携し、通級する不登校児童生徒に対して、教科指導や体験学習、カウンセリング等を実施し、社会性の育成、学校生活への復帰を進めます。また、適応指導教室「親の会」を開催し、保護者と連携した取組を推進します。

◆サポートチームによる支援

解決が困難な事例に対しては、指導主事やサポートチーム推進員の派遣、関係機関やカウンセラー等からなるサポートチームによる児童生徒・保護者・教職員への支援体制の充実を図ります。

⑤ 環境教育の推進

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会を構築するため、市民一人一人が環境保全に主体的に取り組むことが課題となっています。このため、「燕市環境教育基本計画」に基づき、地球的視野をもち、身近な環境の保全やよりよい環境の創造に貢献できる実践的な態度や資質・能力の育成を図ります。

◆体験的な学習の推進

学校や地域の実態に応じた環境教育全体計画を整備し、児童生徒が環境やエネルギー問題についての理解を深めたり、地域の自然と触れ合ったりする体験的な学習を推進します。

◆3R運動の推進

すべての小中学校が、家庭や地域と連携して「Reduce（リデュース）：ゴミを出さない（ゴミを減らす）、Reuse（リユース）：再利用する、Recycle（リサイクル）：資源として再利用する」の3R運動に取り組みます。

◆持続発展教育（ESD）の推進

将来にわたって持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD）を推進し、ユネスコ・スクール加盟校の増加を目指します。

重点施策4 健やかな体の育成

○ 施策の方針

子どもたち一人一人が、運動や体を動かすことの楽しさを味わい、自分に応じた方法で体力づくりや健康づくりを進め、生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができる能力と態度を養います。

① 学校体育・部活動等の充実

体育の授業や運動部活動等の活性化を通して、子どもたちに運動の楽しさ、爽快感、達成感等を味わう機会を与えることにより、基礎的な運動能力や運動に対する関心・意欲を高め、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培います。

◆新体力テストの実施

全小中学校で、新体力テストを実施し、その結果を市教委連携事業の「体力向上推進委員会」で分析し、具体的な体力向上の取組に生かします。

◆体力向上「1学校1取組」運動の推進

新体力テスト等の結果から自校の健康・体力課題を明らかにし、その課題解決に向けて「1学校1取組」運動推進計画を策定し、工夫・改善を図りながら体力向上に努めます。

◆中学校部活動の充実

中学校の部活動の充実を図るため、学校や地域の実態に即した外部指導者の積極的な活用を支援します。

② 健康教育の推進

子どもたちの様々な心身の健康課題に対応し、子どもたちが生涯を通じて「生命の大切さ」を感じ、健康で安全な生活を送るための基礎的能力をはぐくみます。

◆保健教育の推進

全小中学校で、学校保健安全計画に基づき、学校教育全体を通じた組織的な健康教育に取り組みます。特に、体育科・保健体育科における「心身の健康に関する指導」の充実を図ります。

◆健康診断等の推進

子どもたちの健康管理と疾病の早期発見を図るため、検診及び学校環境の検査を実施し、学校保健・学校環境の円滑な管理運営を行います。

◆学校保健委員会の開催

全小中学校で、保護者・学校医・教職員等で構成される「学校保健委員会」を開催し、子どもたちの心身の健康づくりの推進に努めます。

③ 食育の推進

「燕市食育推進計画」（平成23年度策定予定）に基づき、食に関する正しい知識と望ましい食生活・食習慣の育成を目的に学校における食育を推進します。

◆食育計画の策定・実践

すべての小中学校で、「燕市食育推進計画」に基づいた、食に関する指導の全体計画、年間指導計画を策定し、食育の実践・充実を図ります。

◆学校給食の充実

P T A・校長・栄養教諭等で構成する「燕市学校給食運営委員会」で、学校給食の在り方等について審議したり、栄養教諭・学校栄養職員が連携して共通献立を作成したりして、生きた教材としての学校給食の充実に努めます。また、学校給食に燕市・新潟県内産物を使用する地産地消を推進します。

④ 家庭や地域との連携

体力向上と基本的な生活習慣の確立に向けて、学校・家庭・地域が連携協力した取組を推進します。

◆「早寝・早起き・朝ご飯運動」の推進

子どもたちに望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校・家庭・地域が一体となって「早寝・早起き・朝ご飯運動」や「ノーテレビ・ノーゲーム運動」を推進します。特に、小学校就学前の全保護者に「もうすぐ1年生」を配布し、家庭における生活習慣等について啓発を図ります。

◆運動やスポーツに親しむ環境づくり

地域のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子どもが積極的に運動やスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

◆情報発信による啓発

市教委連携事業の「体力向上推進委員会」、「食育推進委員会」等で、保護者等に対して体力向上や運動習慣、望ましい食習慣等について、便りやホームページで情報発信し、啓発に努めます。

重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

○ 施策の方針

特別な教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の状況に応じた指導の充実を図ります。

① 特別支援教育の推進

特別な支援を要する幼児児童生徒について、一人一人の子どもに応じた支援・教育内容の充実、校内体制の整備、特別支援教育の場の整備・充実を図ります。

◆校内体制の整備・充実

特別支援教育に係る校内研修を推進するとともに、校内の「特別支援教育推進委員会」の充実や「特別支援教育コーディネーター」の養成等により、一人一人の子どもに応じた支援や教育内容の充実に努めます。

◆個別の教育支援計画・個別の指導計画の推進

一人一人の子どものニーズに応じた一貫した教育的支援を進めるため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。

◆発達障がいのある幼児児童生徒への支援体制の充実

特別支援学級、「言語障がい通級学級」（燕西小学校・吉田小学校）、「発達障がい通級学級」（吉田南小学校）等による相談・支援体制の充実に努めます。

◆特別支援学級「介助員」、学習指導補助員の配置

特別支援学級には介助員を、通常学級における特別な支援を要する児童生徒が在籍する学校には学習指導補助員の配置を進めます。また、介助員・学習指導補助員を対象とした特別支援教育に係る研修会を計画的に開催し、資質・指導力の向上を図ります。

◆健康づくり課、福祉課、医療機関等との連携推進

一貫した教育的支援を進めるため「燕市就学指導委員会」等による学校・園、保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化を図り、個々のケースに即した支援を進めます。

② 帰国・外国人児童生徒の受入態勢の充実

外国人児童生徒等の受入態勢の充実や指導の推進を図るため、母国語を話すことができる相談員・日本語指導ボランティア等の確保や育成、指導方法の研究を進めます。

◆訪問指導の実施

外国から転入してきた児童生徒が在籍する学校に通訳を派遣し、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行います。

◆国際交流協会との連携強化

外国から転入してきた児童生徒及び保護者が日本の環境や習慣に適応できるよう、日本語研修講座の充実を図ります。（地域振興局国際交流課）

重点施策6 幼児教育の充実

○ 施策の方針

「燕市幼児保育・幼児教育基本計画」に基づき、幼稚園と保育園との連携、幼稚園・保育園

と小学校との連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性を重視した幼保小一貫した教育を推進し、豊かな人間性や生きる力の基礎を培います。

① 生きる力の基礎をはぐくむ教育の推進

幼児教育の質の向上に向け、幼稚園と保育園との連携を強化するとともに、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に基づいた就学前教育を充実し、生きる力の基礎を培います。

そのため、集団生活や遊びを通して、健康な心と体をはぐくみ、社会性を身に付けます。また、友だちとのかかわり等から、人とかかわる力を身に付け、身近な出来事に興味関心をもつことにより、好奇心や探究心をはぐくんでいきます。さらに、子ども一人一人の個性を大切にしつつ、集団生活の中での自己抑制力、規範意識の芽生えを培います。

② 幼稚園・保育園・小学校の連携強化

子どもの発達や学びの連続性を重視し、幼稚園・保育園と小学校との連携による幼児教育の充実を図ります。特に、「言葉の力の育成（読書活動の推進、言語活動の充実）」「豊かな心の育成（心の燕市8つのチャレンジ、家庭・地域との連携）」「健やかな体の育成（体力づくり、食育推進、生活習慣改善）」を幼・保、小を貫く教育課題として、子どもの発達段階に即した教育実践に努めます。

また、幼稚園・保育園の特性を生かしながら、子ども同士の交流、職員同士の情報交換や研修会の開催等を実施し、連携を強化します。

③ 就学前教育・保育環境の整備

就学前の乳児や幼児を育てる保護者の多様なニーズに応じて、保育時間の延長や休日保育の実施、病後児保育の実施等の保育サービスを充実します。

また、幼稚園・保育園等を活用した子育てへの支援を推進し、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言等の充実を図ります。

④ 家庭・地域との連携強化による基本的な生活習慣形成

保護者やボランティアによる絵本の読み聞かせ等により読書への興味関心を高め、幼児期から読書習慣の基礎を培います。また、「心の燕市8つのチャレンジ」や「早寝・早起き・朝ご飯運動」、「ノーテレビ・ノーゲーム運動」の推進により、基本的な生活習慣の定着を図ります。

目標2 学校・教職員の力を高め、信頼される学校を目指します

重点施策7 教職員の資質・指導力の向上

○ 施策の方針

教職員としての使命と責任を自覚し、その資質能力の向上に努める教職員への支援を行い、信頼される教職員を育成します。

① 教職員研修の充実

教員のライフステージに沿った資質や能力を身につけることができるよう、研修体系の再構築を行います。

◆燕市教員研修の充実

市内の専門性をもった教職員が講師となり、学校力向上・授業力向上・人間力向上を目指した各種研修会を開催し、市内教職員の資質・指導力の向上を図ります。

◆ときめきスクール推進事業

燕市内小中学校の教職員を県外の先進校視察に派遣し、教職員一人一人の資質・指導力の向上を図るとともに、視察の成果を自校・市内学校に広めることで学校力を高めます。

◆OJTの活性化による指導力の向上

OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を活性化し、それぞれの職務を通じて資質・指導力の向上を図ります。特に、授業研究を中心とした校内研修を充実し、教員の授業力の向上を図ります。

◆若手教員研修の充実

新採用6年目までの教員に対し、教員としての基本的な資質・指導力を身に付けさせるため「若手教員研修」の充実を図ったり、担当指導主事や教科指導に優れた教員を派遣したりします。

② 教員評価等の充実

教員評価の運用等により、教職員の能力開発と教育活動の充実を図るとともに、教職員が教育活動に専念し、その能力を発揮できるよう、メンタルヘルス対策の充実に努めます。

◆教員評価の推進

教員一人一人の資質・指導力の向上と学校組織の活性化を目指し、すべての教員を対象とした教員評価を実施するとともに、より適切な運用を図るため、市教委連携事業の「教員評価推進委員会」で評価・改善を図ります。

◆教職員のメンタルヘルスの充実

「燕市学校教職員安全衛生管理規則」及び「燕市安全衛生管理の手引き（試行版）」に基づき、教職員のメンタルヘルスの充実を図ります。また、職場復帰トレーニング等を活用し、病気休暇等から、スムーズに職場復帰できるシステムを充実します。

重点施策8 学校の組織力の向上

○ 施策の方針

校長のリーダーシップの下、全教職員が情報と目標を共有し、チーム力を最大限に発揮し、よりよい学校運営を行います。

① 学校評価を活用した学校運営の改善

学校が主体的に運営を改善し、子ども、家庭、地域からの信頼を高めるために、学校の自己評価に加え、保護者や外部からの評価を行うとともに、その結果の適切な活用と公開を推進します。また、教育委員会は、評価結果等を基に学校へのきめ細かな支援を行います。

◆学校評価の充実

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて、学校運営の改善を図るとともに、保護者・地域住民等との連携・協力の促進を図る学校評価の充実に取り組みます。

◆学校関係者評価等の充実

保護者、学校評議員、地域住民等の学校関係者で構成された委員会等の役割や活動状況を家庭・地域に積極的に発信します。また、委員会等による評価・助言等を参考にして、教育活動や学校運営の改善を図ります。

◆学校からの情報発信の充実

より開かれた学校を目指して、学校便りやホームページ等の充実、保護者や地域の方々が参加しやすい教育活動の実施に努めます。

② 学校間連携の推進

子どもの学びや育ちの連続性を強化するために、保育園を含む学校間連携を推進します。また、教職員や子どもの相互交流、授業公開等により、指導法や子どもにかかわる情報の共有化を図ることで、学校力の向上を図ります。

◆幼稚園・保育園と小学校との連携

幼稚園・保育園と小学校との連携教育や交流活動を促進します。また、幼稚園・保育園と小学校で、子ども一人一人の心身の健康と発達を情報共有することにより、子どもの健やかな成長を支えます。

◆小学校と中学校・中等教育学校との連携

中学校区の小中学校相互の連携を深め、児童生徒の指導の充実を図るための児童生徒間交流、授業交流・授業公開や情報交換、研修会等を実施します。

◆中学校と高等学校との連携

高等学校と連携して、生徒の適切な進路選択と生徒の個性を生かした指導を充実します。

また、オープンスクールや専門高校メッセへの参加等、中学生が高校教育に触れる機会を充実させ、キャリア教育の推進を図ります。

重点施策9 きめ細かな学校支援

○ 施策の方針

学校教育課が中心となり、教育活動の支援や人材育成を行う等、的確・迅速・きめ細かな学校支援を行い、学校・教職員の力を高めます。

① 指導主事等による学校支援

指導主事等が計画的に学校訪問を行うことにより、学校の情報や課題を共有化し、学校に対してより適切な支援を行います。また、指導主事・サポート推進委員等からなる「サポートチーム」が、学校のチーム対応力を強化し、課題発生の未然防止や学校の抱える様々な課題への対応を支援します。

② 学習指導補助員等の人的配置

通常学級における特別な支援を要する児童生徒や不登校傾向の児童生徒への対応等、子どもを取り巻く諸課題への対応は、様々な人的支援が必要となっています。そのため、燕市では学習指導補助員・介助員を学校に配置し、学校・教職員を支援します。

目標3 燕市全体の教育力を高め、子どもたちの学びや育ちを支えます

重点施策10 学校・家庭・地域の連携強化

○ 施策の方針

学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、保護者や地域住民の協力を得ながら、地域全体で子どもの成長を支えます。

① 燕市学校支援地域本部事業の推進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむことを目指し、「燕市学校支援地域本部事業」を推進し、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を充実させます。

② 放課後の子どもの居場所づくり

放課後や長期休業中等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、地域・学校・行政の3者連携により、学校や公共施設等を活用して、子どもたちが学習活動や遊び、様々な体験活動ができる「放課後の子どもの居場所づくり」の拡大に取り組みます。

重点施策11 家庭の教育力の向上

○ 施策の方針

家庭教育がすべての教育の原点であることを踏まえ、保護者に家庭教育の役割について考える機会を提供するとともに、家庭における教育への支援を行います。

① 保護者の学びの支援

保護者が家庭教育の意義や役割を学習する機会を提供するため、保護者の学びや家庭教育をテーマとした学習会等の開催を支援します。

◆家庭教育学級等の開催

保護者が家庭教育や社会の課題等について学習し、自己啓発することにより、子どもたちの健全育成に役立てるため、家庭教育学級等を開催します。

◆生活習慣・学習習慣の改善を目的にしたパンフレットの配布

小学校就学前の全保護者に「もうすぐ1年生」を配布し、家庭における生活習慣や学習習慣の重要性について啓発を図ります。

◆「心の燕市8つのチャレンジ」等の推進

「あいさつ・返事・履き物そろえ」「早寝・早起き・朝ご飯」「ノーテレビ・ノーゲーム」など、分かりやすくだれでも取り組みやすいスローガンを設定し、家庭・地域・学校が連携した取組を進めます。

◆ブックスタート事業の推進

乳児健診時に絵本の読み聞かせを体験してもらい、読書を通じて家庭における親子のコミュニケーションが図られるよう支援します。

② 子どもの成長に応じた相談支援機能の充実

育児や子育てに不安を持つ保護者等と共に考え、健全な成長を遂げられるように発達段階に

応じた教育相談を実施し、家庭や地域の子育てを支援します。

◆**教育相談（教育センター）の充実**

児童生徒本人や保護者等を対象に、専門相談員が来所・電話・訪問・学校訪問等による教育相談を行います。

◆**特別支援教育に関する相談の充実**

乳幼児健診、就学時健診等と連携しながら、特別な支援が必要と思われる幼児児童生徒に関する療育相談に応じ専門的な指導・助言を行います。

重点施策 1 2 生涯にわたって学べる環境の整備

○ **施策の方針**

いつでも、どこでも、だれでもが学べる環境を整えるとともに、学習成果を社会で発揮できる仕組みづくりに努めます。

① **生涯学習の充実**

「燕市生涯学習推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで年齢を問わず、自らがテーマを選び、必要なことを、いつでも学ぶことのできる場と機会を提供し、市民一人一人が生涯にわたり自発的に学習活動ができるよう支援します。

◆**市民自らが学べる生涯学習環境づくり**

市民の多様なニーズや現代社会の生み出す新たな課題に対応した生涯学習の機会を提供します。また、情報の提供や学習相談、生涯学習ボランティアの育成、学習の機会と場の提供により市民の主体的な生涯学習を支援します。

◆**「燕市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動の充実**

平成23・24年度2カ年で、「燕市子ども読書活動推進計画」を策定し、図書館及び読書活動の一層の充実を図ります。

◆**生涯学習の成果を社会に還元する仕組みづくり**

市民が自ら学んだ学習の成果を、学校や地域に還元できるシステムの構築や機会・場の提供を図ります。特に、「燕市学校支援地域本部事業」の様々な活動に生涯学習の成果や地域の教育資源を活用し、学校・子どもたちに対する支援の充実に努めます。

② **文化の創造と伝統文化の保存・活用**

市民にさまざまな芸術や文化に触れる機会を提供します。また、市内の文化財や史跡を保存するとともに、文化振興のために活用します。

◆**長善館史料館・良寛史料館・産業史料館の活用・充実**

市内3史料館の施設や史料の整備、広報周知活動と企画展などの充実を図り、3史料館と信濃川大河津分水資料館と連携し企画展を開催します。また、児童生徒の学習にも積極的に活用します。

◆**地域の文化財、伝統文化や芸能の継承、保存活用**

地域の歴史、文化環境を形作る重要な資産である文化財や伝統文化、芸能について調査し、指定・登録・認定等により保存・継承・活用を図ります。

燕市の名誉市民については、小学校の社会科副読本に掲載したり燕ジュニア検定に取り入れたりして児童生徒にその業績などを伝えていきます。

また、名誉市民にかかわる資料や作品等については、展示する等して活用を図ります。

③ スポーツ・レクリエーションの充実

平成23年度策定予定の「燕市スポーツ振興計画」に基づき、市民一人一人が生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことができるスポーツ環境を構築するとともに、市民の健康増進、各種スポーツ団体の育成や競技力の維持・向上に努めます。

◆スポーツに親しむ環境の充実

各々の年齢や体力、目的にあったスポーツ活動を主体的に実施することのできる総合型地域スポーツクラブの設立・運営を支援します。また、各種スポーツ施設の充実と有効活用を図ります。

◆生涯スポーツ・健康づくりの推進

レクリエーションやニュースポーツの普及、「健康づくり100日運動」等を推進し、地域や家族で健康づくりに取り組む体制を整えます。

◆競技スポーツの振興

スポーツ団体の育成、指導者の養成や資質の向上を図り、トップアスリートを育成できる体制やジュニアからの一貫指導体制の整備に努め、さらなる競技力の向上を目指します。

目標4 子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備します

重点施策13 安全・安心な教育環境の実現

○ 施策の方針

子どもたちに安全で安心な教育環境や学校給食を提供するため、子どもの安全を守る環境の整備、学校施設の耐震化、学校給食センターの整備等を進めます。

① 地域ぐるみの学校安全体制づくり

学校・園や通学（園）路等において、子どもたちが安全に通学できるよう、学校・園と地域のボランティアや関係機関との連携による、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を支援します。また、子ども自らが自分で自分の身を守る行動がとれるようにするための安全教育を推進します。

② 学校等の教育施設の耐震化等

学校の基本的な教育環境を整備するため、小中学校の教育施設の耐震化等の施設環境の整備を、平成25年度完成を目途に推進します。また、耐震化にあわせてトイレ、外壁、内装等の改修も実施します。

③ 学校給食センターの整備

「学校給食衛生管理基準」に基づき、安全・安心な学校給食が提供できるよう、学校給食用食器の更新、老朽化の進んだ学校給食センターの改築を計画的に進めます。また、効率的・効果的に調理業務を行うため、今後も調理業務の民間委託を進めます。

重点施策 14 質の高い教育を支える環境整備

○ 施策の方針

質の高い教育環境を目指し、学校における情報化の推進や学校図書館の充実等を図ります。

① 学校図書館の整備・充実

子どもたちの意欲的な学習活動や読書活動を充実するため、学校図書館の蔵書の確保・パソコンの整備、図書館ボランティアの充実を図ります。

② 学校の情報化の充実

事務の効率化・教職員の多忙感の解消を図り、子どもと向き合う時間を確保するため、全教職員へのパソコン配備の継続、市内小中学校・教育委員会をネットで結ぶ「燕市情報システム」の充実を図ります。また、市内小中学校に実物投影機・プロジェクター等を配備するICT活用事業を継続し、学校の情報化を進めます。

重点施策 15 教育機会の均等の確保

○ 施策の方針

未来の燕を担う子どもたちが、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学や進学が困難な家庭に対して、教育機会の均等を確保していきます。

① 就学援助事業の継続

就学援助制度の周知を図り、経済的理由により就学が困難な子どもたちに対し、給食費・学用品等の必要な援助を行います。

② 奨学金制度の継続

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、「燕市奨学金貸付事業」を推進し、教育機会の均等を確保します。

重点施策 16 少子化に対応した教育環境の整備

○ 施策の方針

市内全域において、少子化に伴い学校の小規模化が進んでいます。大規模校や小規模校の解消を図り、よりよい教育環境を維持していくため、市内全域においての学校の適正規模や適正配置の検討を進めます。

① 学校の適正規模・適正配置

急激な少子化に伴い、学校が小規模化すると活力ある教育活動ができにくいなどの問題が生じています。このため、適正な学校規模を確保し、子どもたちにとってよりよい教育環境を提供するとともに、一層の教育効果の向上を図ることを目的とした学校の適正規模・適正配置について検討します。

② 通学区域の弾力化

現在、通学区域は、通学距離・通学の安全性・地域性・歴史的経緯等を総合的に判断して決定しています。このような状況を踏まえながら、「燕はひとつ」という視点、学校の適正規模・適正配置の視点から通学区域の在り方を検討します。

第Ⅳ章 燕市の教育政策の実現に向けて

1 教育委員会活動の充実

教育委員会では、開かれた教育行政を目指し、施策のPRに努め、取組の内容や結果について積極的に公開し、市民の意見や要望に耳を傾けながら主体的な活動を行っていきます。

そのため、外部評価委員による教育行政評価を実施し、施策評価を通じて教育委員会活動の充実を図ります。また、教育委員会は、学校・園の教職員やPTA、関係機関との意見交換等を積極的に言い、充実した教育の推進に努めます。

2 総合的な推進体制

施策を総合的に推進していくうえで、教育委員会が総合的調整機能を発揮し、指導や普及啓発等の施策実施に当たり、学校・園、家庭及び地域住民等の役割を明確にするとともに、関係者間の連携・協働を促進することが重要であり、相互の活動がより効率的・効果的に推進できるよう計画していきます。

特に、学校・園での具体的実践にあたっては、校長会や副園長・園長会、教育委員会と学校・園の教職員で組織する「市教委連携事業」との関連を深めながら推進に努めます。

また、推進にあたっては、教育委員会、学校・園だけでなく、燕市の関係部局と連携を図り、全庁的課題として総合的に取り組んでいきます。

3 新たな検討が必要となる事項への対応

今後5年間については、本計画に掲げた重点施策・事業の実施により、基本構想を具現化することになります。しかし、社会の急激な動きの中で、新たな対応や検討が必要となる課題が発生することが予想されます。特に、教育施策に影響を与える国の動きについては十分注視していく必要があります。

対応すべき新たな課題が生じた場合は、適時・適切な見直しを行う等、迅速・柔軟に対応し必要な施策を進めていきます。

4 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、必要に応じて個別の「実施計画」を策定するとともに、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき実施する、「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検評価」についてその結果を公表していきます。

本計画を基本としながら、運営方針の振り返りや毎年度の予算編成において、事業の見直し等を行い、4つの目標の実現を図ります。

【資料編】

1	燕市教育ビジョン検討委員会要綱	28
2	燕市教育ビジョン検討委員会名簿	30
3	燕市教育ビジョン検討委員会審議経過	31
4	市民アンケート調査結果の概要	34
5	学校給食の民間委託について(答申)	38
6	放課後の子どもの居場所づくり(答申)	40
7	学校と家庭及び地域の連携の在り方について(答申)	50
8	学校の学期制の在り方について(答申)	58
9	幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方について(答申)	60
10	学区及び学校の適正規模(統廃合)の在り方について(答申)	64
11	燕市の児童生徒のようす(学力・体力・生活状況に関するデータ)	70

燕市教育ビジョン検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市附属機関設置条例（平成20年燕市条例第2号）第3条の規定に基づき、燕市教育ビジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査し、及び審議し、並びに燕市学校教育基本計画案を策定し、燕市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

- (1) 学校教育に関する基本的なこと。
- (2) 学習指導要領改訂に伴う対応に関すること。
- (3) 市の学校運営に関すること。
- (4) 市の学区及び学校の適正規模（統廃合）に関すること。
- (5) 放課後の子どもの居場所づくりに関すること。
- (6) 学校給食の民間委託に関すること。
- (7) 幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育のあり方に関すること。
- (8) 地域及び家庭との連携のあり方に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 燕市小学校・中学校校長会代表
- (3) 市内の幼稚園及び保育園代表
- (4) 学校評議員代表
- (5) 公募により選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、教育委員会が選任する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討委員会に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 検討委員会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び委員であった者は、検討委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年4月2日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月4日から施行する。

(現に委嘱されている委員の任期)

2 この告示の施行前に委嘱されている委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

燕市教育ビジョン検討委員会委員名簿（敬称略）

No.	氏名	区分	所属等
1	雲尾 周 (21, 11~) 齋藤 勉 (20, 7~21, 10)	学識経験者	新潟大学教育学部 准教授 新潟大学教育学部 教授
2	高橋 信	関係団体の代表	燕市小学校長会
3	目黒 進 (21, 4~) 小林 隆一(20, 7~21, 3)	関係団体の代表	燕市中学校長会
4	秦 久美子(21, 4~) 西山 儀一(20, 7~21, 3)	関係団体の代表	燕市PTA 連絡協議会
5	関崎 智弥	関係団体の代表	小中川小学校学校評議員
6	熊倉 眞	関係団体の代表	燕第一地区 まちづくり協議会
7	高橋チツ子	関係団体の代表	分水小学校地区 まちづくり協議会
8	濱田 敏子	関係団体の代表	吉田地区 まちづくり協議会
9	岡部 隆	関係団体の代表	燕市立小・中学校の 発展を願う市民の会
10	野島 紀秋	関係団体の代表	燕市立小・中学校の 発展を願う市民の会
11	丸山 和江(22, 4~) 田中喜代子(20, 7~22, 3)	関係団体の代表	燕市幼児教育振興協議会
12	北村 文江	関係団体の代表	燕市保育園長会
13	鈴木久美子	市民代表	公募
14	星野富士子	市民代表	公募
15	細野美恵子	市民代表	公募

平成20年度 燕市教育ビジョン検討委員会審議経過

年度	No.	開催日	全体会、部会の別	主な検討課題
平成20年度	1	7月14日(月)	第1回全体会	・教育委員長諮問、依頼状交付 ・教育ビジョン検討委員会設置要綱趣旨説明
	2	8月8日(金)	第2回全体会	・燕市の教育理念、めざす子ども像
	3	8月21日(木)	第3回全体会	・燕市の教育理念、めざす子ども像 ・学校給食の民間委託検討部会、学校の適正規模・放課後の子どもの居場所づくり検討部会の設置説明
			第1回第1部会	・部会の趣旨説明 ・学校給食の民間委託についての現状と課題
			第1回第2部会	・部会の趣旨説明 ・放課後の子どもの居場所についての現状と課題及び学校規模についての現状と課題
	4	9月17日(水)	第2回第1部会	・学校給食の民間委託のメリット、デメリット
	5	9月26日(金)	第3回第1部会	・公設公営、公設民営、民設民営のメリット、デメリット
	6	〃	第2回第2部会	・放課後の子どもの居場所についての現状 ・適正規模検討の目的
	7	10月21日(火)	第3回第2部会	・放課後の子どもの居場所に関する方向性について ・燕市としての学校適正規模
	8	10月23日(木)	第4回第1部会	・民間委託での契約事項
	9	11月18日(火)	第4回全体会	・教育理念、めざす子ども像について ・各部会の審議報告 ・市民アンケート結果について
	10	12月25日(木)	第4回第2部会	・放課後の子どもの居場所に関する方向性について ・燕市としての学校適正規模
11	1月29日(木)	第5回全体会	・放課後の子どもの居場所づくり及び学校の適正規模についての検討結果報告	
12	2月24日(火)	第5回第2部会	・放課後の子どもの居場所づくり懸案事項 ・学校の適正規模の懸案事項	

平成21年度 燕市教育ビジョン検討委員会審議経過

年度	No.	開催日	全体会、部会の別	主な検討課題
平成 21 年度	1	5月11日(月)	第1回全体会	・検討委員会要綱の改正と委員委嘱
	2	6月2日(火)	第2回全体会	・21年度の検討課題と日程、部会構成
	3	6月12日(金)	第1回第2部会	・今後の部会運営と検討内容
	4	6月29日(月)	第1回第1部会	・今後の部会運営と検討内容
	5	7月8日(水)	第2回第2部会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
	6	7月27日(月)	第3回第2部会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
	7	8月10日(月)	第2回第1部会	・学校と家庭及び地域の連携と学校支援地域本部事業について
	8	8月25日(火)	第4回第2部会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
	9	9月10日(木)	第3回全体会	・各部会中間報告 ・学校と家庭及び地域の連携の在り方について ・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方について
	10	9月30日(水)	第5回第2部会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
	11	10月5日(月)	第3回第1部会	・学区及び学校の適正規模(統廃合)について
	12	11月10日(火)	第6回第2部会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方 ・学校の学期制の在り方
	13	11月25日(水)	第4回第1部会	・学区及び学校の適正規模(統廃合)について
	14	12月17日(木)	第7回第2部会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方中間報告(案)について ・学校の学期制の在り方
	15	12月24日(木)	第5回第1部会	・学校と地域及び家庭の連携の在り方パブリックコメント回答について ・学区及び学校の適正規模(統廃合)について
	16	1月18日(月)	第4回全体会	・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方中間報告(案)について ・学区及び学校の適正規模(統廃合)について進捗状況 ・学校の学期制の在り方進捗状況
	17	1月21日(木)	第6回第1部会	・学校と地域及び家庭の連携の在り方パブリックコメント回答について ・学区及び学校の適正規模(統廃合)について
	18	1月29日(金)	第8回第2部会	・学校の学期制の在り方(中間報告)案について
	19	2月16日(火)	第7回第1部会	・学校と地域及び家庭の連携の在り方パブリックコメント回答について ・学区及び学校の適正規模(統廃合)について

	20	3月5日(金)	第5回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の学期制の在り方(中間報告)案について ・学区及び学校の適正規模(統廃合)について
	21	3月15日(月)	第6回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の学期制の在り方(中間報告)案について ・学区及び学校の適正規模(統廃合)について

平成22年度 燕市教育ビジョン検討委員会審議経過

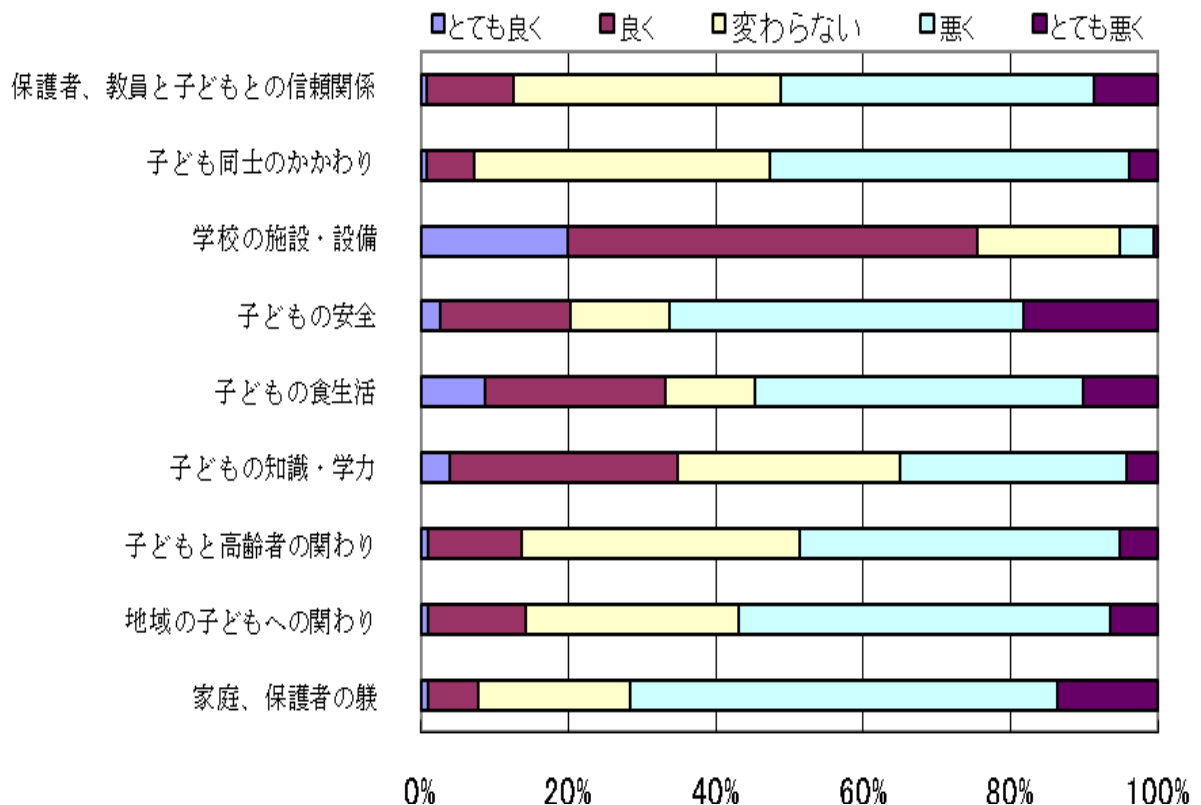
平成 22 年度	1	4月13日(火)	第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区及び学校の適正規模(統廃合)の在り方(中間報告)案について
	2	7月1日(金)	第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の学期制の在り方(中間報告)パブリックコメント回答について ・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方(中間報告)パブリックコメント回答について
	3	7月13日(火)	第3回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の学期制の在り方(答申)案について ・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方(答申)案について ・「学区及び学校の適正規模(統廃合)の在り方(中間報告)」案について
	4	11月4日(木)	第4回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区及び学校の適正規模(統廃合)の在り方(中間報告)パブリックコメント回答について ・燕市教育ビジョン(燕市学校教育基本計画)構成(案)について
	5	12月21日(火)	第5回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区及び学校の適正規模(統廃合)の在り方(答申)案について ・燕市教育ビジョン(燕市学校教育基本計画)案について
	6	1月20日(木)	第6回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・燕市教育ビジョン(燕市学校教育基本計画)案について
	7	2月21日(月)	第7回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・燕市教育ビジョン(燕市学校教育基本計画)案について

燕市学校教育基本計画策定にかかわる市民アンケート結果の概要

※20歳以上の市民2000人を無作為抽出して836通を回収した（回収率41.8%）。2008年10月実施。

1 あなたの子どものころと比べて、今は、子どもや子どもを取り巻く環境はどうなっていると感じていますか。

	とても良く	良く	変わらない	悪く	とても悪く
家庭、保護者の躰	7	55	165	465	110
地域の子どもへの関わり	8	104	230	400	53
子どもと高齢者の関わり	7	101	298	343	42
子どもの知識・学力	30	243	236	242	34
子どもの食生活	68	195	96	355	81
子どもの安全	20	141	106	382	146
学校の施設・設備	156	435	150	36	6
子ども同士の関わり	6	50	315	382	32
保護者、教員と子どもとの信頼関係	6	91	283	332	68

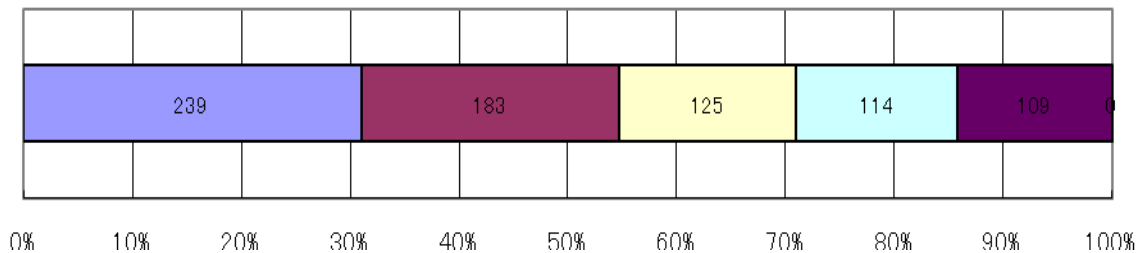


2 これからの子どもたちに伝えたい燕市のよさとは何だと思いませんか。

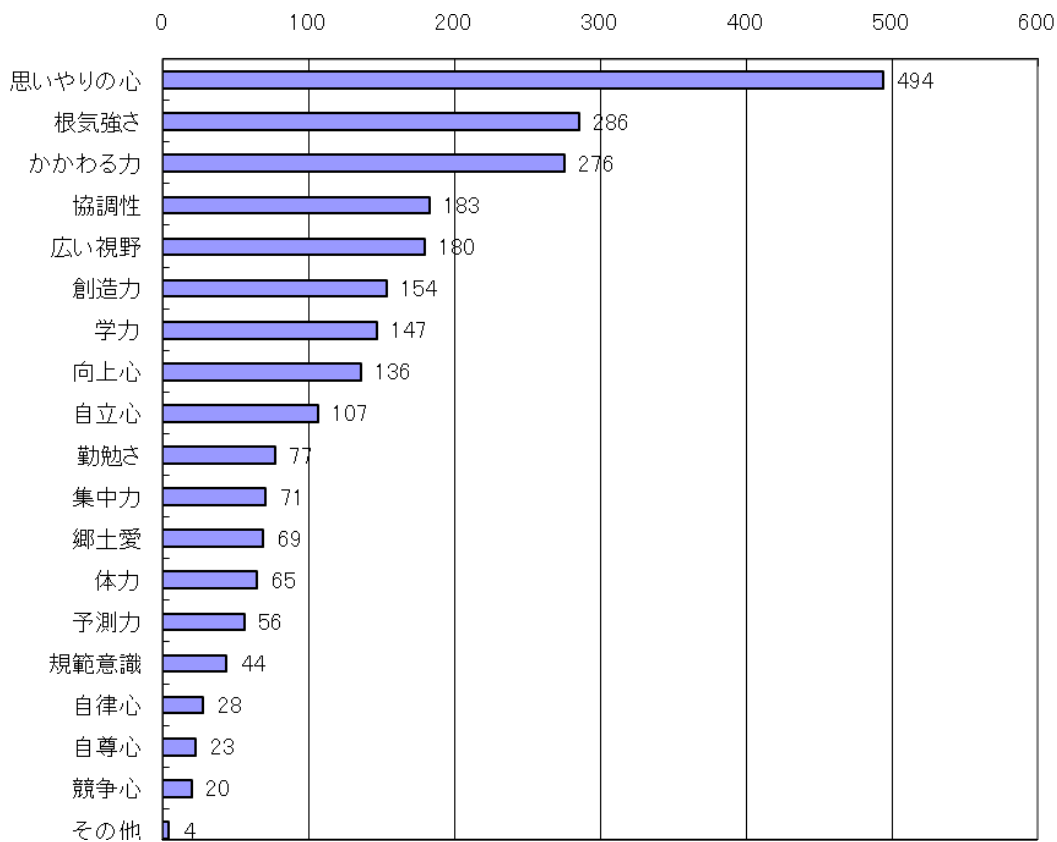
- ・住民の深い人情（思いやり、親切、仲間意識など）、・産業 歴史・文化・スポーツ
- ・豊かな自然、・住民の人間力（ねばり強さ、実直さ、独創性など）

人情	産業	歴史文化スポーツ	自然	人間力	その他
239	183	125	114	109	0

■人情 ■産業 □歴史文化スポーツ □自然 ■人間力 ■その他

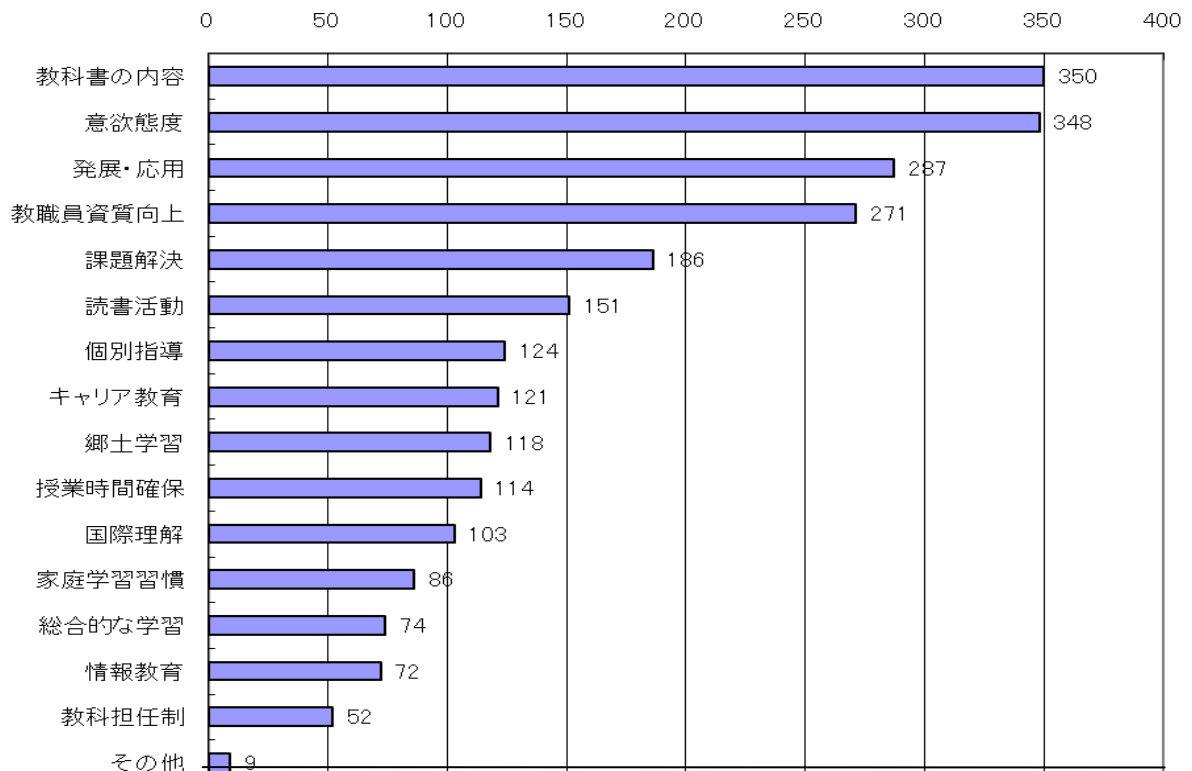


3 今の子どもたちには、どのようなところを特に伸ばしてほしいと思いませんか。（主なもの3つに○）

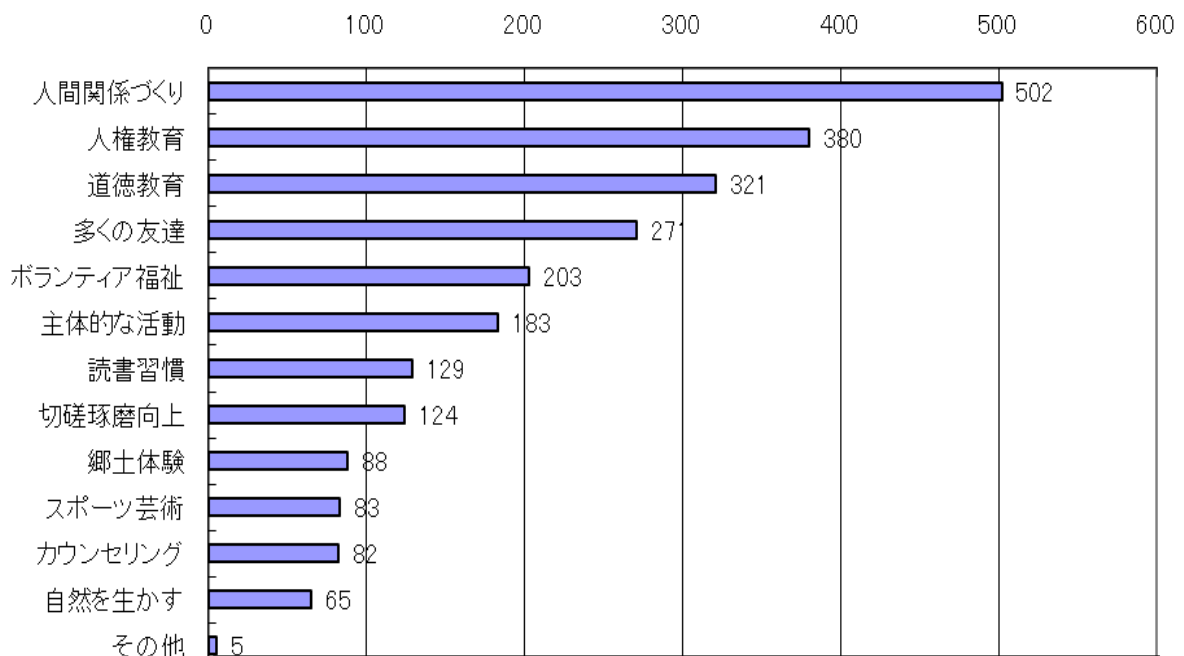


4 燕市の小・中学校の教育において、重要だと考えることは何ですか。

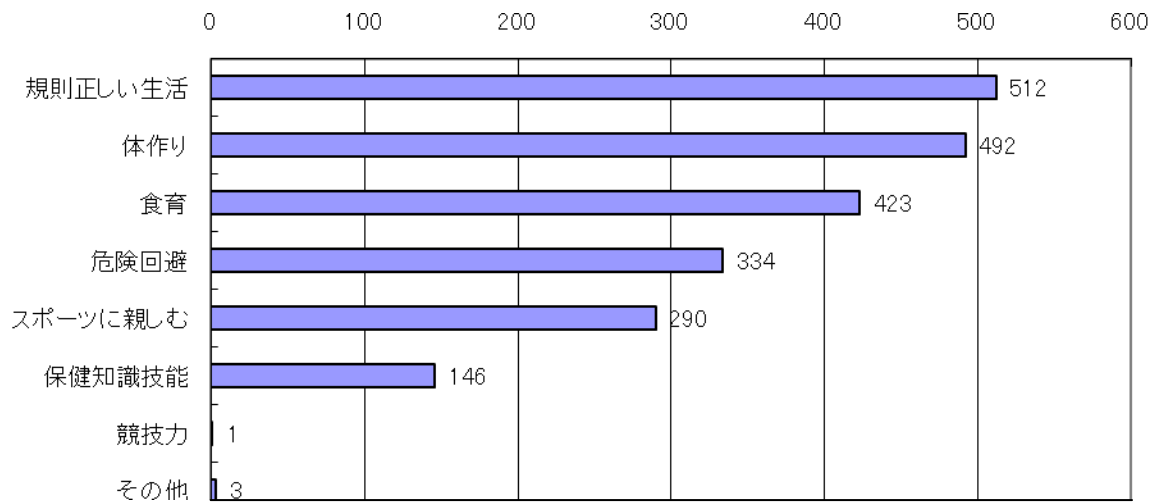
(1) 学力向上



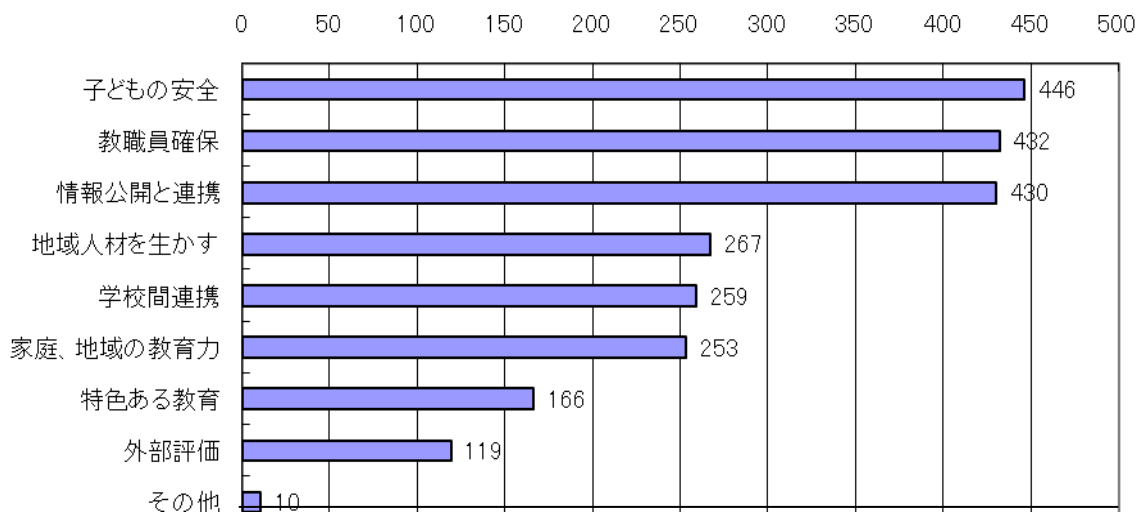
(2) 豊かな心の育成



(3) 体力の向上



(4) その他



学校給食の民間委託について（答申）

平成21年1月5日
燕市教育ビジョン検討委員会

1 はじめに

燕市教育ビジョン検討委員会は、学識経験者、市立学校の代表、市民団体の代表、学校評議委員代表、保護者の代表、幼稚園、保育園の代表、公募市民などで構成し、平成20年7月14日、第1回検討委員会をスタートしました。

検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、学校給食民間委託検討部会を設置し4回の検討部会を開催しました。学校の改築計画や施設の老朽化などにより対応が急がれている吉田・分水地区学校給食の民間委託について検討しました。

学校給食の安全安心を確保し、学校における食育の推進方策などを考慮しつつ民間活力を導入した場合の運営方式について、三地区で開催した学校給食試食会などを活用し多方面から検討を加えました。また、民間委託化している燕地区については、さらに充実させるよう契約書の条項等の改善案を提起するなど、多岐にわたって検討・審議を重ね、民間委託を進める上で特にご留意いただきたい事項について、付帯意見を加えここに答申するものであります。

2 審議経過

(1) 第1回学校給食民間委託検討部会

日 時：平成20年8月21日（木）16：00～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：部会の趣旨説明

・学校給食の民間委託についての現状と課題

(2) 第2回学校給食民間委託検討部会

日 時：平成20年9月17日（水）13：30～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：民間委託のメリット、デメリット

(3) 第3回学校給食民間委託検討部会

日 時：平成20年9月26日（金）9：30～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：公設公営、公設民営、民設民営のメリット、デメリット

・「食の安全」「食育の推進」「学校との連携」「コストの適正化」「食材の地産地消」「搬入時間」「味」の点から、吉田・分水地区の学校給食における学校給食充実に向けた総点検として表にまとめる。

(4) 第4回学校給食民間委託検討部会

日 時：平成20年10月23日（木）9：30～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：民間委託での契約条項

・契約条項の見直し、追加

・チェック機能のあり方

(5) 第4回教育ビジョン検討委員会全体会

日 時：平成20年11月18日（木） 13：30～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：学校給食民間委託検討部会報告の採決

3 検討結果

燕市行政改革大綱実施計画の中で、民間活力の導入の対象となっている吉田地区・分水地区の学校給食の民間委託について、すでに民間委託を実施している燕地区の現況や先進地事例等を参考にして、検討、審議を重ねた結果、吉田地区・分水地区の民間委託は次のとおりとする。

- (1) 学校給食の運営形態については、栄養士の配置や食の安全安心、食育の推進などから望ましいのは公設公営であるが、経済情勢や民間活力の導入等を考え現状からは公設民営(調理・配送民間委託)とする。
- (2) 学校給食の施設は食の安全安心や危機管理等を考え燕地区1箇所、吉田地区・分水地区を統合し1箇所、燕市全体で2箇所とする。

【付帯意見】

・ 民間委託契約書について

- ① 現在燕市が契約している学校給食委託契約書の充実を図り、今後の委託契約に反映する。
- ② 学校給食法による学校給食の目的を明記する。
- ③ 学校給食衛生管理の基準、大量調理施設衛生管理マニュアルを基本とした条項とする。
- ④ 管理栄養士、栄養士の配置を条項に入れる。
- ⑤ 損害の負担等の権利義務を明確にする。

・ その他

- ① 燕地区、吉田地区、分水地区、各地区に不公平が生じないようにするとともに、保護者のチェック機能が働く仕組みを作る。
- ② アレルギー対応に努力する。
- ③ 給食における牛乳飲み残しのエコ活用に努める。
- ④ 給食会計業務の委託を検討する。

4 終わりに

本検討委員会では、検討の重点項目を「食の安全」、「食育の推進」、「学校との連携」、「コストの適正化」、「食材の地産地消」、「搬入時間」、「味」、以上7つに設定し、検討いたしました。

また、燕地区・吉田地区・分水地区での試食会では、子どもたちと一緒に会食することができ、次世代の燕市を担う子どもたちに、安全安心でおいしい給食を提供しなければならないとの思いを新たにいたしました。

いかなる運営方式であろうとも、学校給食の目的を達成するとともに、質の向上を図りつつ、経費の節減、コストの適正化を目指すことも重要であります。

市教育委員会におかれましては、本答申の内容を踏まえて事業を進めていかれるよう期待しております。

放課後の子どもの居場所づくり（答申）

平成21年6月29日

燕市教育ビジョン検討委員会

1 放課後児童対策事業の現状

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、安全安心に対する関心の高まりなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

燕市では、共働き家庭などの児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供し就労支援を目的とした放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）と、児童クラブが設置されていない小学校区に市独自の制度である「なかまの会」を設置し、また、子どもが自由に来館して健全な遊びや異年齢交流を行う児童館で、放課後の子どもの安全で安心な居場所づくりを進めてきました。

(1) 現状

本市では、放課後の子どもの居場所として、全小学校区の15学区のうち、「仕事と子育ての両立支援」として児童クラブを9学区で、また、「子どもの安全安心な居場所」として「なかまの会」を6学区に設置しています。

その結果、全小学校区において、児童クラブまたは「なかまの会」のいずれかを開設して運営しています。

さらに、異年齢交流や子どもの安全安心な活動場所という面から、児童館等の児童施設を8か所設置しています。そのうち児童館は市内に7か所あり、地区別でみると、燕地区に5か所、吉田地区・分水地区に各1か所となっています。この他に児童研修館が1か所あります。

(2) 児童クラブとなかまの会

放課後児童対策については、次頁の「3 合併前の旧市町の方針」により進めてきましたが、児童クラブを設置できなかった小学校区には、小学校施設を使って市独自の放課後対策である「なかまの会」を設置して、その役割を持たせてきました。児童クラブと「なかまの会」には、次のような違いがあります。

☆表1 児童クラブとなかまの会の違い

	児童クラブ	なかまの会
事業趣旨	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の就学児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る。（児童福祉法に基づく）	心豊かでたくましい子どもを育むため遊びと交流の場を与え、その健全な育成を図り、子どもの居場所を確保する。
開設場所	児童館、小学校の余裕教室、勤労青少年ホーム、体育文化センター	小学校の余裕教室や敷地内、公民館
対象児童	市内に住所を有し、就労等（家族の看護、介護等を含む）により昼間保護者のいない家庭の小学校1～4年生	参加を希望するその小学校の児童
開設時間	放課後（学校休業日は午前8時） ～ 午後6時30分	放課後（学校休業日は午前8時30分） ～ 午後6時。（ただし、冬季間で保護者の迎えがない場合は午後5時。）

	児童クラブ	なかまの会
休み	日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)	日曜、祝日、産業カレンダーが休みの土曜日及び年末年始
内容	① 放課後は必ず児童クラブへ帰る ② 活動状況の把握と家庭への連絡	① 利用する・しないは、子どもや家庭の都合による
間食	あり：月2,000円	なし
利用料	月6,000円（2人目3,000円、3人目以降600円）市民税額等に応じた減免措置あり	無料。ただし、行事の参加費はその都度徴収
保険料	年間保険料 1,800円（児童クラブ共済制度） （財）児童健全育成推進財団	年間の保険料600円（スポーツ安全保険） （財）スポーツ安全協会
定員	あり	原則として設けない
その他	毎日、同じ子どもと接するので継続的な見守りや指導ができる。	学校の協力が不可欠
所管	厚生労働省（放課後児童健全育成事業）	燕市教育委員会

2 合併前の旧市町の方針

(1) 燕地区

燕地区では、各小学校区に児童館を建設し、児童クラブを併設する方向性を持っていました。しかし、財源や建設用地の確保など、児童館建設には課題が多くすぐには建設できないことから、児童クラブを設置できない小学校区に小学校施設を使って、来たいときに来ることができる登録制の「なかまの会」を設置してきました。

(2) 吉田地区

吉田地区では、各小学校区に児童クラブを設置してきましたが、児童クラブに入会していない子どもの活動場所が必要とされていました。北地区と粟生津地区については体育文化センターを活用することとし、また、市街地の吉田小学校区には吉田児童センターが建設され、吉田小学校と学区を越えて吉田南小学校の子どもが利用できるようになりました。

(3) 分水地区

分水地区では、分水児童クラブが当初、分水小学校の余裕教室を使って設置されましたが課題もあり、分水北小学校区に分水児童館が建設されたのを期に、分水地区全域を対象とした児童クラブが併設され、「分水児童クラブ」として活動を始めました。しかし、同クラブは島上小学校から相当な距離があり、また、分水小学校からも遠いため、それぞれの小学校内での設置が求められていました。

3 地区別の整備状況

(1) 燕地区

燕地区には、就労支援としての児童クラブと、児童クラブを設置できない小学校区に「なかまの会」が設置されています。また、平成21年3月に小中川児童館が開館したことにより、児童館が5か所となりました。同児童館併設の児童クラブが同年4月にオープンしたことから、70人を超えていた小中川児童クラブが2か所に分割にされ、大規模化の解消が図られることとなりました。

(2) 吉田地区

吉田地区には、就労支援としての児童クラブが小学校区ごとに設置されています。しかし、吉田小学校区の児童クラブフレンドと吉田南小学校区の児童クラブメートは施設が手狭なうえに大規模化してきています。

特に、児童クラブフレンドは80人を超える児童が入会しており、設置場所である吉田勤労青少年ホームだけでは子どもの居場所が確保できないため、吉田総合体育館の1部屋を借りて対応しています。

また、児童クラブメートについては、吉田南小学校の新築移転に伴い、今年度、体育館に併設して放課後児童クラブ室を建設します。

(3) 分水地区

分水地区には、就労支援としての児童クラブが分水地区全域を対象として分水北小学校区に1か所しかなかったため、分水小学校と島上小学校に放課後の居場所として、それぞれなかまの会が設置されました。

分水小学校区では、留守家庭で遊びとくつろぎの生活の場が必要な子どもは児童クラブで、保護者が家にいる子どもはなかまの会でと選択が可能となりました。

現在、分水児童クラブはゆとりを持った児童数で運営されています。

☆表2 放課後の子どもの居場所の現状

〔ゴシック:設立年月、()内は設置場所〕

小学校区	児童クラブ	なかまの会	児童館事業等
燕 地 区	燕東小学校	東児童クラブ H12.4 (東児童センター内)	東児童センター H12.4 (朝日町)
	燕西小学校	西燕児童クラブ H14.4 (西燕児童館内)	西燕児童館 H14.4 (西燕町)
		秋葉町児童クラブ H12.4 (ふれあいセンター秋葉町の施設内)	白山町児童館 S55.4 (白山町2丁目)
	小池小学校	杉名児童クラブ H12.7 (杉名児童館内)	杉名児童館 S41.1 (杉名)
	小中川小学校	第1小中川児童クラブ H11.9 (ふれあいセンター小中川の施設内)	小中川児童館 H21.3 (小古津新)
		第2小中川児童クラブ H21.4 (小中川児童館内)	
	燕南小学校		南のなかまの会 H12.7 (燕南小学校内)
	燕北小学校		北のなかまの会 H15.6 (燕北小学校内)
大関小学校		大関のなかまの会 H14.5 (大関小学校敷地内)	
松長小学校		松長のなかまの会 H18.4 (松長公民館の施設内)	
吉 田 地 区	粟生津小学校	児童クラブスマイル H15.4 (粟生津体育文化センターの施設内)	
	吉田小学校	児童クラブフレンド H9.7 (吉田勤労青少年ホームの施設内)	吉田児童センター H18.3 (吉田大保町)
	吉田南小学校	児童クラブメート H9.7 (吉田南小学校内)	
	吉田北小学校	児童クラブレインボー H14.4 (吉田北体育文化センターの施設内)	
分 水 地 区	分水北小学校	※分水児童クラブ H13.5 (分水児童館内)	分水児童館 H15.3 (分水あけぼの1丁目)
	分水小学校		分水のなかまの会 H19.8 (分水小学校敷地内)
	島上小学校		島上のなかまの会 H19.8 (島上小学校敷地内)
市内全体			児童研修館こどもの森 H10.4 (大曲)

※ 分水児童クラブはH13.5に分水小学校内に設置されましたが、分水北小学校区に分水児童館が建設されたことに伴い、開設場所が「分水小学校内」から「分水児童館」へ変更されました。

4 課題

(1) 基本的な方針の決定

合併前の旧市町の方針によって、放課後児童対策として児童クラブや「なかまの会」の整備充実が図られてきました。

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにする目的で設置されている「児童館、児童センター」は、放課後の居場所としても利用されていることから、結果として放課後の子どもの居場所として「児童館、児童センター」、「児童クラブ」または「なかまの会」の3つが混在している状況になっています。また、それらの名称が場所と事業名の両方を言い表すことから、非常に分かりづらいものとなっています。市全体の放課後児童対策事業の現状を整理し、整備方針を定める必要があります。

(2) 児童クラブの課題の解決

また、現在設置されている児童クラブには次のような課題があり、解決に向けて取り組む必要があります。

① 待機児童の解消

児童クラブには、定員を上回る入会希望者があるため、年度途中のクラブ入会希望者に対して退会者が出るまで待ってもらっているクラブもあります。希望者全員の受け入れができるように、受け入れ施設の拡張や適正な人数にするための分割が必要です。

② 大規模化の解消

平成 22 年度から国では児童クラブの大規模化を解消するため、71 人以上の大規模クラブについては補助を廃止します。それまでの間に児童クラブを分割するなどして適正な人員規模へ移行する必要があります。それに該当する児童クラブについては、平成 21 年度中に分割等の対策を講ずる必要があります。

ア 児童クラブフレンド 定員 70 人に対して 80 人を超える子どもが過ごしており、早急に適正な人数に分割する必要があります。

イ 秋葉町児童クラブ 手狭な施設に約 60 人の子どもが過ごしており、使用できるスペースの拡張を図るか分割するか早急な対応が求められます。

ウ 杉名児童クラブ 老朽化した施設に 70 人近い子どもが過ごしており、施設の改修や適正な人数に分割する必要があります。

③ 質の向上

児童クラブで放課後を過ごす児童にとって、そこで過ごす時間は一日に占める割合からすると決して少なくありません。子どもの生活の場として安心して過ごせる落ち着いた環境が求められます。また、障がい児が利用することができるように、ハード面ではバリアフリー化や周りの環境に影響されずに安らぐことのできるスペースの確保、ソフト面では指導員の加配や職員研修の実施が求められます。

(3) なかまの会の課題の解決

なかまの会についても、次のような課題があり、解決に向けて取り組む必要があります。

① 日々利用する子どもの人数が少なすぎて、活発な活動が展開できない会があります。

② なかまの会は、実質的に留守家庭の子どもの居場所の役割も担っていますが、児童クラブのように家庭に代わって生活の場を与え、援助することまではできません。

- ③ 障がい児を受け入れるのに適した施設整備や職員配置が十分とはいえません。
- ④ 指導員の研修のため児童厚生員の研修を受けていますが、働く現場が児童福祉施設でないため、研修を受けても児童厚生員の資格が付与されません。
- ⑤ 児童クラブのような補助事業でないため、市の一般財源の持ち出しが多くなっています。
- ⑥ 小学校の余裕教室での開設が望ましいのですが、少人数教育などのため、余裕教室で開設できないところはプレハブを設置して場所を確保しています。

(4) 放課後の安全安心な居場所の確保

同年齢の子ども同士の遊びや学年を越えた異年齢交流や多くの大人との関わりは、「子どもの育ち」にとってとても重要です。また、子どもが事故にあわないような安全安心な遊び場が求められていることから、すべての小学生が参加できる安全な活動場所の整備は、早急に対処しなければならぬ課題の一つです。

また、老朽化が進んでいる児童館については、事故やケガの防止など施設内の安全性を高める点からも、施設改修などを検討する必要があります。

子育ては、家庭で行うことが前提であることはいまでもありませんが、児童館や児童クラブがさらに充実した子育て支援の拠点となるとともに、学校・地域との連携を目指します。

5 今後の方向

放課後の子どもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な考え方として、すべての子どもたちを対象に考える必要があります。

共働き家庭など留守家庭の子どもにも、帰宅すれば保護者がいる家庭の子どもにも、すべての子どもに放課後の安全な居場所が確保されるよう、事業を整備していくことが望めます。その基本的な方針として、「就労支援」と「子どもの安全安心な居場所の確保」という2つの柱を立てて事業を推進していきます。

(1) 就労支援

- ① 児童館や公共施設で実施している大規模児童クラブについては、環境が整ったところから分割して、小学校や他の公共施設で児童クラブを実施します。
- ② 市内の全小学校区での児童クラブ設置に向けた環境の整備を図り、保護者のニーズ等を勘案し実施していくことにします。
- ③ 障がい児の受入れについては、必要な設備の改修及び職員体制の拡充を図り、支援事業の充実に努めてまいります。

(2) 子どもの安全安心な居場所の確保

- ① 将来的には、すべての小学校区に子どもの安全安心な居場所として、児童館の設置が望まれます。
- ② 子どもの安全な遊び場の確保や異年齢交流については児童館事業として実施していきます。また、児童館が設置されていない小学校区では、当面「なかまの会」の事業を継続して実施していきます。
- ③ 吉田地区では、児童館が1か所のため、放課後の子どもの安全安心な居場所の確保が十分とはいえません。児童館が設置されていない小学校区では、小学校や他の公共施設を利用して、当面「なかまの会（仮）」の事業を開設していきます。

方向のまとめ

次世代育成支援の観点からも、保護者の就労支援と子どもの健全育成のための環境づくりは重要課題の1つであり、全小学校区で児童クラブの設置は必要不可欠です。また、異年齢交流できる安全安心な遊び場の確保は子どもの育ちにとって重要です。

このため、全小学校区での児童クラブの設置を目指すとともに、子どもの安全安心な遊び場の確保や異年齢交流を図るための事業を併せて実施いたします。

将来的には、すべての小学校区に子どもの安全安心な居場所として、児童館の設置が望まれますが、児童館が設置されていない小学校区では、当面「なかまの会」の事業を小学校や他の公共施設で実施していきます。

なお、文部科学省の「放課後子ども教室」については、異年齢交流事業として当面の「なかまの会」や児童館を利用して実施することとし、放課後の子どもの居場所づくりのさらなる充実を目指します。

☆表3 就労支援と安全安心な居場所の確保の方向性

(●:新設して実施)

小学校区	就労支援	安全安心な居場所	
燕 地 区	燕東小学校	東児童クラブ (東児童センター内)	東児童センター (朝日町)
	燕西小学校	西燕児童クラブ (西燕児童館内)	西燕児童館 (西燕町)
		秋葉町児童クラブ 施設拡張又は分割が必要なクラブ (※1) (ふれあいセンター秋葉町内)	白山町児童館 (白山町2丁目)
	小池小学校	杉名児童クラブ 分割及び施設整備等が必要なクラブ (※3) (杉名児童館内)	杉名児童館 老朽化により施設整備等が必要な児童館(※4) (杉名)
	小中川小学校	第1小中川児童クラブ (ふれあいセンター小中川内)	小中川児童館 (小古津新)
		第2小中川児童クラブ (小中川児童館内)	
	燕南小学校	●南児童クラブ (燕南小学校内)	南のなかまの会 (燕南小学校内)
	燕北小学校	●北児童クラブ (燕北小学校内)	北のなかまの会 (燕北小学校内)
大関小学校	●大関児童クラブ (大関小学校敷地内)	大関のなかまの会 (大関小学校敷地内)	
松長小学校	●松長児童クラブ (松長公民館内)	松長のなかまの会 (松長公民館内)	
吉 田 地 区	粟生津小学校	児童クラブスマイル (粟生津体育文化センター内)	●(仮) なかまの会 (粟生津体育文化センター内)
	吉田小学校	児童クラブフレンド (吉田勤労青少年ホーム内) 大規模化の解消が必要なクラブ (※2) (公共施設)	吉田児童センター (吉田大保町)
	吉田南小学校	児童クラブメート (吉田南小学校内)	●(仮) なかまの会 (吉田南小学校内)
	吉田北小学校	児童クラブレインボー (吉田北体育文化センター内)	●(仮) なかまの会 (吉田北体育文化センター内)
分 水 地 区	分水北小学校	分水北児童クラブ (分水児童館内)	分水児童館 (分水あけぼの1丁目)
	分水小学校	●分水児童クラブ (分水小学校敷地内)	分水のなかまの会 (分水小学校敷地内)
	島上小学校	●島上児童クラブ (島上小学校敷地内)	島上のなかまの会 (島上小学校敷地内)
市内全体		児童研修館こどもの森 (大曲)	

※1 秋葉町児童クラブの施設拡張又は分割が必要 ⇒ 施設拡張の検討・燕西小等に児童クラブの設置を検討

※2 平成21年度中に児童クラブフレンドの分割が必要 ⇒ 吉田小学校内等に児童クラブの設置を検討

※3 杉名児童クラブの分割及び施設整備が必要 ⇒ 小池小等にクラブ設置を検討

※4 杉名児童館の老朽化対策が必要 ⇒ 施設整備等を検討

6 燕市なかまの会要綱の一部改正（案）

（趣 旨）

社会問題となっている「育児放棄」や「児童虐待」の被害者で、当市内に住所を有することができないまま居住している児童や、「障がい」があることで学区外の小学校に通学を余儀なくされている児童に対しても、広く放課後支援の対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、現行の「燕市なかまの会要綱」で定める対象者では、「なかまの会」が設置されている小学校の児童のみが利用できるよう限定されているため、当該小学校に通う児童以外であっても燕市教育委員会が特に必要と認める児童については、その利用を認めることができるよう以下のとおり要綱の改正を要望します。

議案第 号

燕市なかまの会要綱の一部改正について（案）

燕市なかまの会要綱（平成19年燕市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正するものとする。

平成21年 6月 日 提 出
教 育 長 解 良 憲 一
平成21年 6月 日 議 決
教 育 委 員 長 田 邊 良 文

記

燕市なかまの会要綱の一部を改正する要綱

燕市なかまの会要綱（平成19年燕市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、燕市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた児童についても、入会させることができる。

第4条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）中「燕市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この告示は、平成21年7月 日から施行する。

7 審議経過

- ・ 第1回検討部会
 - 日時 : 平成20年8月21日(木) 16:00～
 - 議題 : 部会の趣旨説明
 - ・ 放課後の子どもの居場所についての現状と課題
 - ・ 第2回検討部会
 - 日時 : 平成20年9月26日(金) 13:30～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所についての現状
 - ・ 放課後児童クラブと「なかまの会」の違いについて
 - ・ 第3回検討部会
 - 日時 : 平成20年10月21日(火) 13:30～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所に関する方向
 - ・ 児童クラブ・なかまの会・児童館の検証と整理統合
 - ・ 第4回検討部会
 - 日時 : 平成20年12月25日(木) 13:30～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所に関する方向
 - ・ 就労支援と子どもの安全安心な居場所の方向
 - ・ 第5回全体会
 - 日時 : 平成21年1月29日(木) 13:30～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所に関する方向
 - ・ 放課後の子どもの居場所づくり中間報告(案)
 - ・ 第5回検討部会
 - 日時 : 平成21年2月24日(火) 13:30～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所に関する方向
 - ・ 放課後の子どもの居場所づくり中間報告(案)
- ※ 平成21年3月2日(月)から3月19日(木)
放課後の子どもの居場所づくり(中間報告)のパブリックコメントを実施
- ・ 第1回全体会(平成21年度)
 - 日時 : 平成21年5月11日(月) 14:00～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所づくり(中間報告)のパブリックコメント
 - ・ 意見に対する考え方の回答案審議(1回目)
 - ・ 第2回全体会
 - 日時 : 平成21年6月2日(火) 13:00～
 - 議題 : 放課後の子どもの居場所づくり(中間報告)のパブリックコメント
 - ・ 意見に対する考え方の回答案審議(2回目)、最終報告の様式

学校と家庭及び地域の連携の在り方について（答申）

平成22年3月5日

燕市教育ビジョン検討委員会

1 はじめに

燕市教育ビジョン検討委員会は、学識経験者、市立学校の代表、市民団体の代表、学校評議員代表、保護者の代表、幼稚園、保育園の代表、公募市民などで構成し、平成20年7月14日、第1回検討委員会をスタートしました。

検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、平成21年度に学校と家庭及び地域連携検討部会を設置し5回の検討部会を開催しました。平成21年度から実施されている学校支援地域本部事業を中心として、事業終了後も含めて今後の学校と家庭及び地域の連携の在り方について検討しました。

教員の多忙化が問題とされる中で、教師が子どもとしっかりと向き合う時間の確保や地域住民の経験や知識を生かす場や社会的自己実現、生きがいつくり、地域の絆つくりと活性化、地域づくりなどの視点で検討してきました。

2 審議経過

(1) 第1回検討委員会全体会

日 時：平成21年5月11日（月）14：00～

会 場：燕市文化会館小ホール

議 題：検討委員会要綱の改正と委員委嘱

(2) 第2回検討委員会全体会

日 時：平成21年6月2日（火）13：00～

会 場：燕庁舎分館3階大会議室

議 題：21年度の検討課題と日程、部会構成

(3) 第1回検討部会

日 時：平成21年6月29日（月）14：00～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：今後の部会運営と検討内容

- ・学校支援地域本部事業について
- ・地域及び家庭との連携の現状

(4) 第2回検討部会

日 時：平成21年8月10日（月） 9：30～

会 場：燕庁舎分館3階大会議室

議 題：学校と家庭及び地域の連携と学校支援地域本部事業について

- ・学校と家庭及び地域の連携の在り方
- ・学校支援地域本部事業の組織及び運営計画の見直し

(5) 第3回検討委員会全体会

日 時：平成21年9月10日（木）14：00～

会 場：燕庁舎分館3階大会議室

議 題：学校と家庭及び地域の連携の在り方について

- ・「学校と家庭及び地域の連携の在り方」中間報告について

- ・学校支援地域本部事業の組織及び運営計画の見直し

(6) 第5回検討部会

日 時：平成21年12月24日（木）13：30～

会 場：燕庁舎分館3階大会議室

議 題：学校と家庭及び地域の連携在り方パブリックコメント回答について
学区及び学校の適正規模（統廃合）について

(7) 第6回検討部会

日 時：平成22年1月21日（木）9：30～

会 場：燕庁舎分館3階大会議室

議 題：学校と家庭及び地域の連携在り方パブリックコメント回答について
学区及び学校の適正規模（統廃合）について

(8) 第7回検討部会

日 時：平成22年2月16日（火）9：30～

会 場：燕庁舎分館3階大会議室

議 題：学校と家庭及び地域の連携在り方パブリックコメント回答について
学区及び学校の適正規模（統廃合）について

3 報 告

燕市では、平成21年度より「学校支援地域本部事業」を実施する。燕市教育ビジョン検討委員会は、この事業を「学校と家庭及び地域の連携の在り方」の中心に据え、補助事業終了後も継続発展させていくよう以下のように提言する。なお、詳細は別紙「燕市学校支援地域本部事業について」を参照のこと。

- ・学校支援地域本部は市で一つ設置し、ここに燕市学校支援地域本部実行委員会を置く。
- ・市立小中学校20か校すべてに、〇〇学校地域教育協議会を設置し、地域コーディネーターを置く。
- ・地域コーディネーターの選出については、学校側の主体性を重視する。なお、採用条件は明確に示す。
- ・地域コーディネーターの活動範囲は、基本的に校区だが、学習の目的、内容によっては市内全域、または市外と柔軟に考える。
- ・学校支援地域本部は、地域コーディネーターやボランティアの研修を計画的に実施する。
- ・現在行われている学校支援のボランティア活動を更に活かしていくようにする。
- ・地域コーディネーターやボランティアの養成なども含めて、体験活動支援センターなど、既存の団体との連携を深める。
- ・教育委員会事務局に担当職員の増員を検討する必要がある。

4 燕市学校支援地域本部事業について（別紙）

5 終わりに

本検討委員会では、学校支援地域本部の在り方、地域コーディネーターの役割、学校地域教育協議会の在り方、既存のボランティア、団体との関係などについて検討いたしました。

市教育委員会におかれましては、本答申の内容を踏まえて、学校支援地域本部事業を中核として学校と家庭、地域との連携を強化し、地域全体で子どもを育む体制を整備されるよう期待しております。

別紙

燕市学校支援地域本部事業について

- ◇ 燕市学校支援地域本部事業とは…………… 3
- ◇ グランドデザイン…………… 4
- ◇ 組織・事業の概要…………… 5
- ◇ 燕市学校支援ボランティアとは…………… 6
- ◇ 燕市学校支援ボランティア活動の流れ…………… 6
- ◇ 事業実施上の留意点…………… 7

燕市学校支援地域本部事業とは

燕市学校支援地域本部は、学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」と言えます。

これまでも各学校では、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行っており、燕市学校支援地域本部は、そうした取り組みをさらに充実させ、広げるものです。

地域のボランティアが学校を支援するこれまでの取り組みをさらに発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行うものです。

燕市学校支援地域本部事業がめざすもの

燕市学校支援地域本部事業は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることをめざしています。

子どもたちの教育を
よりよいものとしめます

子どもの多種・多様な体験・経験の増加
規範意識・コミュニケーション能力の向上
教師が子どもとしっかり向き合う時間の確保

生涯学習社会を
実現します

地域住民の経験や知識、学んだ成果を生かす場
社会的自己実現や生きがいづくり

地域の教育力が
向上します

地域のきずなづくり
地域の活性化・地域づくり

燕市学校支援地域本部事業のグランドデザイン

〈目的〉

学校と家庭や地域が緊密に連携し互いの信頼関係の中で、子ども一人ひとりに自分の持てる力を活かそうとする意欲や郷土を愛する心を培い、人間性豊かで生きる力のみなぎる子どもを育てていくことを目指し、地域の人材や教育資源を活用した教育活動を推進する。

〇〇学校地域教育協議会

各学校に地域教育協議会を設置し、活動の企画、運営、評価・広報活動等に関する事など協議。

燕市学校支援地域本部

【教育委員会事務局】

燕市学校支援地域本部実行委員会

小中学校校長
自治会連合会
まちづくり協議会
燕市 PTA 連絡協議会
社会教育委員
行政関係者
コーディネーター
識見を有する者他
15名以内とする

学校が動きやすい組織づくりを進める。

学校の要請に応える。

情報を提供する。

学校にかかわる学校支援ボランティアが活動しやすい環境をつくる。

燕東小学校

燕西小学校

燕南小学校

燕北小学校

小池小学校

大関小学校

小中川小学校

松長小学校

燕中学校

小池中学校

燕北中学校

粟生津小学校

吉田小学校

吉田南小学校

吉田北小学校

吉田中学校

分水北小学校

分水小学校

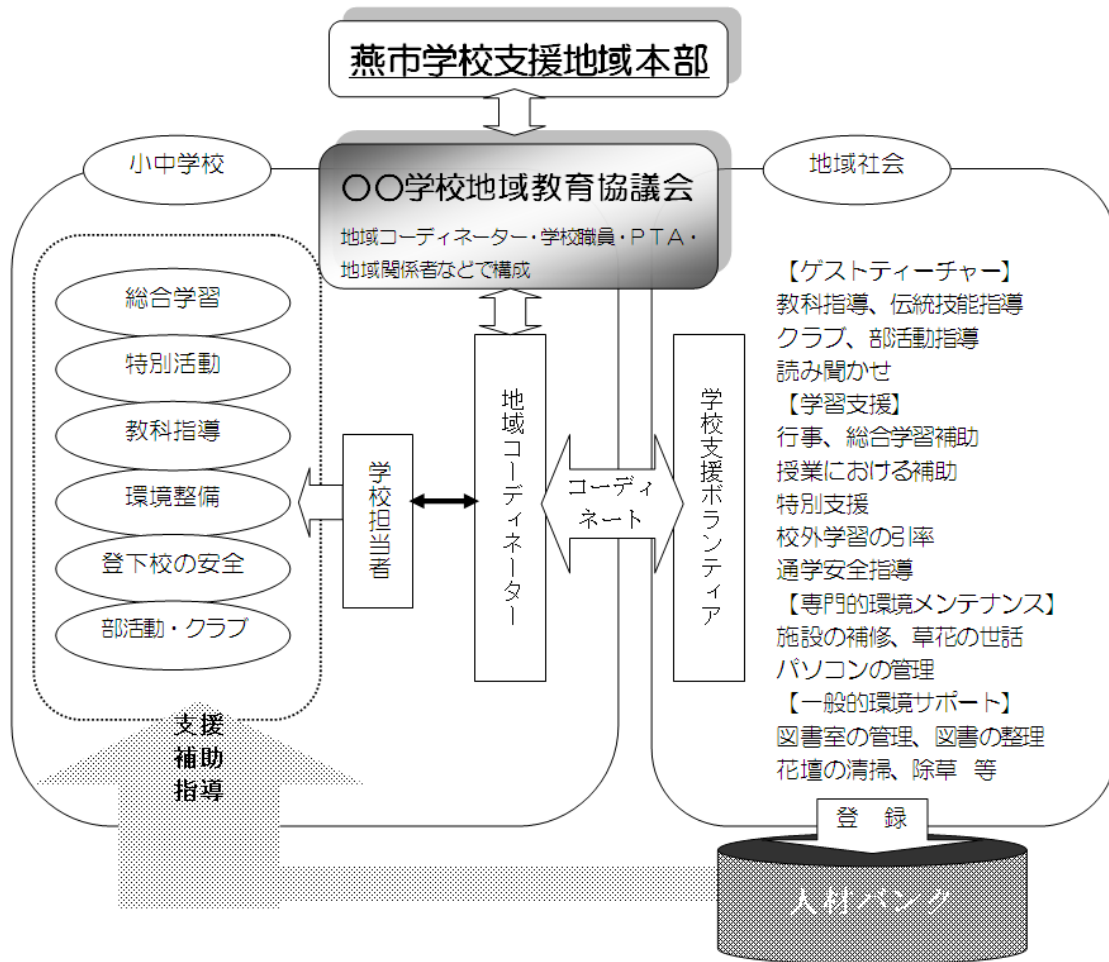
島上小学校

分水中学校

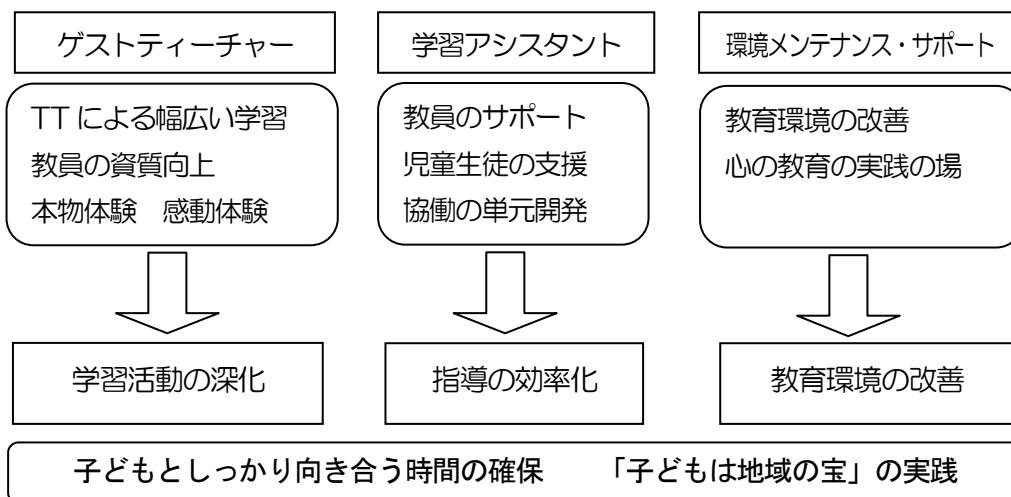
* 各学校に地域コーディネーターを配置する。各学校のボランティア活動を調整し、活動の充実を図る。

- ・ 「燕市学校支援地域本部」は、地域コーディネーターの配置、学校支援ボランティア活動の実施、地域コーディネーターの研修、人材養成等を実施していく。
- ・ 21年度で各学校の学校支援ボランティアの体制を構築、充実し、各学校に支援システムが定着していくように活動を推進する。
- ・ 実行委員会は、「燕市学校支援地域本部」の趣旨を踏まえて、学校支援ボランティア事業の企画立案、評価等を行う。また、広い視野から本活動を評価し、本事業の改善に努める。
- ・ コーディネーターの選出には、学校側の主体性を重視する。各学校が柱とする活動の展開や地域的つながりを考慮し、独自性をもって活動しやすいように人選を進めていく。

燕市学校支援地域本部事業 各学校の組織・事業の概要



◆学校支援ボランティアの参画によるメリット

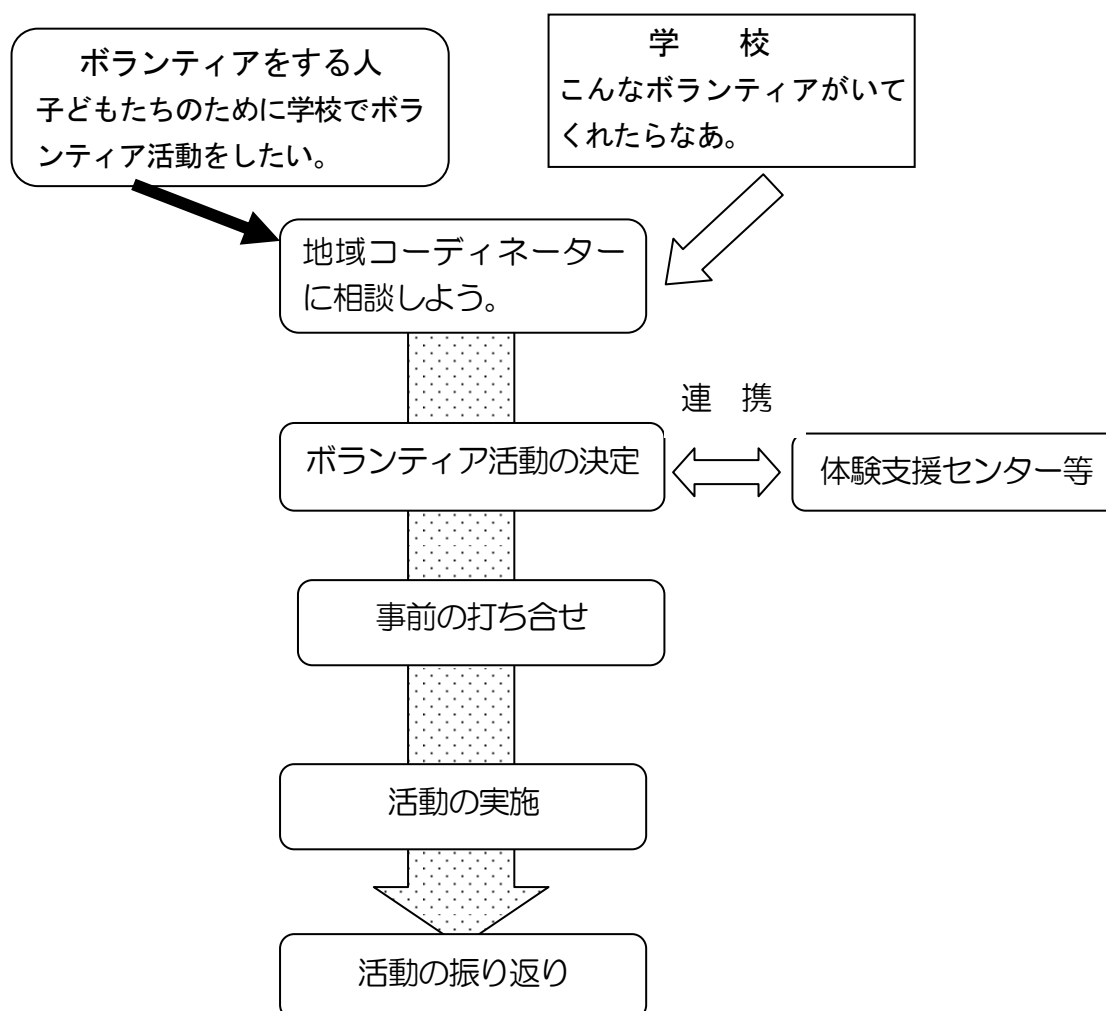


学校支援ボランティアとは

「子どもたちの教育のために役に立ちたい」という思いをもって、学校の教育活動や学校の環境整備などを支援するボランティア活動です。

- ◇ 学校の要請に応じて、できる人が、できる時に、できることを支援します。
- ◇ 他人から強制されるのではなく、自発的意志によって行われます。
- ◇ 先生や子どもたちと一緒に活動し、学校をよりよくしていく活動です。
- ◇ ボランティア自身の経験や専門性を生かす活動です。
- ◇ 地域の絆が深まり、地域の活性化に役立つ活動です。
- ◇ 学校ボランティア保険に加入します。

学校支援ボランティア活動の流れ



事業実施上の留意点

◆ 学校のニーズに応じた支援

学校支援地域本部は、学校と地域のパートナーシップにより、学校を核として地域の教育力を高めていこうとするもので、第一義的には学校の教育活動の支援を目的としています。このため、学校支援地域本部においては、学校のニーズに応じて支援活動を企画、実施するとともに、ボランティアとの連絡調整はコーディネーターが一元的に行うなど、学校に極力負担をかけないような配慮が必要です。

◆ 学校の意識改革と校長のリーダーシップ

学校側にあっては、積極的に地域と連携してその力を借りながら、地域ぐるみで子どもを育てていこうとする意識がなければなりません。各学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校、家庭、地域をつなぐ新たな連携方策である学校支援地域本部を積極的に活用することが必要です。

また、連携を進めるうえでは、アカウンタビリティ（説明責任）をもって学校を一層開かれたものとしていくとともに、学校を単に地域の力を借りるのみならず、積極的に地域に貢献する姿勢も求められます。

◆ 地域ぐるみでの取組

現在、地域活動の担い手は特定の人に限られ、かつ、高齢化が進んでいると言われており、その裾野の拡大が急務となっています。

このため、国や地方公共団体においては、学校支援地域本部を契機として、学校を支援するボランティア活動が国民運動として展開されるよう、その普及、広報啓発に力を入れていくことが不可欠です。

PTA は、これまでも学校を支える存在としてきわめて重要な役割を果たしてきました。今後も引き続き、その重要性は変わらないことから、これまでの蓄積を生かしつつ、地域との連携も深め、学校支援地域本部に積極的に参画していただきたいと考えます。

◆ 関係部局間の連携および他の事業との連携

まず、学校支援地域本部事業は、学校教育と社会教育の双方に関係するだけでなく、地域づくりの観点から首長部局とも関係します。このため、事業の推進にあたっては、学校教育課と生涯学習課スポーツ振興課、市長部局とが十分に連携協力することが不可欠です。

また、学校支援地域本部は、まずは、学校の教育活動の支援が目的ですが、放課後子どもプランや地域の活動といった放課後、学校外の活動との連携を図ることで、地域全体の教育力の向上につなげていくことも考えられます。

加えて、学校支援地域本部は、地域住民の力を学校教育に導入しようとする方策の一つであり、学校評議員、学校評価等の「開かれた学校づくり」を目指して近年進められてきた施策と軌を一つにしています。したがって、これまで学校が築いてきた外部機関との連携を継続していく体制づくりにしていきます。

学校の学期制の在り方について（答申）

平成22年7月25日

燕市教育ビジョン検討委員会

1 はじめに

燕市教育ビジョン検討委員会は、学識経験者、市立学校の代表、市民団体の代表、学校評議員代表、保護者の代表、幼稚園、保育園の代表、公募市民などで構成し、平成20年7月14日、第1回検討委員会をスタートしました。検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、学期制検討部会を設置し4回の検討部会を開催しました。

平成19年1月に出された燕市学期制検討委員会の答申や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、燕市の教育の現状と将来を見据えて学期制の在り方を検討してきました。

2 審議経過

平成21年度

- (1) 第1回検討委員会全体会
日 時：平成21年5月11日（月）14：00～
会 場：燕市総合文化センター 小ホール
議 題：検討委員会要綱の改正と委員委嘱
- (2) 第2回検討委員会全体会
日 時：平成21年6月2日（火）13：00～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：21年度の検討課題と日程、部会構成
- (3) 第1回検討委員会第2部会
日 時：平成21年6月12日（金）13：30～
会 場：燕庁舎3階第1委員会室
議 題：今後の部会運営と検討内容
 - ・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
 - ・学校の学期制の在り方
- (4) 第6回検討委員会第2部会
日 時：平成21年11月10日（火）
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
 - ・中間報告案の検討
 - ・学校の学期制の在り方
- (5) 第7回検討委員会第2部会
日 時：平成21年12月17日（木）
会 場：燕庁舎新館4階 大会議室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
 - ・中間報告案の最終検討
 - ・学校の学期制の在り方
- (6) 第4回検討委員会全体会
日 時：平成22年1月18日（月）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：「幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方」中間報告検討
「学校の適正配置の在り方」、「学期制の在り方」進捗状況報告
- (7) 第8回検討委員会第2部会
日 時：平成22年1月29日（金）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：「学校の学期制の在り方」中間報告案検討
- (8) 第5回検討委員会全体会
日 時：平成22年3月5日（金）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：「学校の学期制の在り方」中間報告案検討
- (9) 第6回検討委員会全体会
日 時：平成22年3月15日（月）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：「学校の学期制の在り方」中間報告案検討

平成22年度

(1) 第2回検討委員会全体会

日時：平成22年7月1日(木) 13:30～

会場：燕市中央公民館3階小ホール

議題：「学校の学期制の在り方(中間報告)」パブリックコメント回答について

(2) 第3回検討委員会全体会

日時：平成22年7月13日(火) 13:30～

会場：燕庁舎分館3階 大会議室

議題：「学校の学期制の在り方」答申案検討

3 報告

平成18年3市町が合併した燕市では、学期制検討委員会を立ち上げ、新市での学期制の在り方について諮問しました。これより前の平成17年には吉田町が旧市町の中では唯一2学期制を全小中学校で実施していました。

当時の学期制検討委員会では、学習指導要領の実施及び燕市の教育計画の実施時までには検討し、学期制の在り方について決定することが望ましいという答申を行いました。

そこで、教育ビジョン検討委員会では、学習指導要領の趣旨を生かし、策定中の燕市教育基本計画の方向性にも照らしながら、燕市の教育の現状と将来を見据えて学期制の在り方を検討いたしました。

その中で、「県内の小中学校では3～4割が2学期制でそのほかが3学期制となっている。新潟市や阿賀野市、阿賀町、新発田市、村上市など混在している市もある。」「2学期制及び3学期制はそれぞれ長所短所があり、現時点ではどちらかが優れているという結論は出ていない。」「市内の小中学校では2学期制、3学期制それぞれに効果が上がっている。」「吉田地区は、2学期制にして5年目である。3学期制に戻すとすると混乱が予想される」などの意見が出されました。

特に、文部科学省の答申等にある「特色ある学校づくりの進展」「校長を中心にした地域と密着した学校づくり」が重要である点を重視して、学期制も考えていくことが大切であると集約されました。

検討結果を、以下のように提言します。

- ・各学校は、地域や保護者とともに特色ある学校づくりを進めるために、主体的に学期制を選択し、2学期制あるいは3学期制のメリットを生かした学校経営を行うことが大切である。したがって、市として学期制を統一すべきではない。
- ・教育委員会は、各学校の特色ある学校づくりのために、授業日と休業日の設定等の学校裁量幅を広げ、行事の配置等を弾力的に行えるようにする。
- ・学期制の変更は、燕市学校管理規則にある「学期の選択に当たり、校長は予め委員会と協議し委員会の承認を得るものとする」という条項に則るとともに、地域、保護者の理解を十分に得て行うことが望ましい。
- ・学期制の変更は、特色ある学校の一貫性を保つため概ね10年程度の展望に立つて行うべきである。

4 終わりに

本検討委員会では、学期制の在り方、それぞれの学期制のよさを生かした特色ある学校づくり、学期制の選択、学期制の変更などについて検討いたしました。

市教育委員会におかれましては、本答申の内容を踏まえて学期制を検討してくださるよう期待しております。

幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方について(答申)

平成22年9月30日

燕市教育ビジョン検討委員会

1 はじめに

燕市教育ビジョン検討委員会は、学識経験者、市立学校の代表、市民団体の代表、学校評議員代表、保護者の代表、幼稚園、保育園の代表、公募市民などで構成し、平成20年7月14日、第1回検討委員会をスタートしました。

検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、平成21年度より検討部会を設置し7回の部会を開催しました。最初に、小中一貫校について検討しました。続いて幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の推進に関し、一貫した教育の内容と各校園種間の接続の問題について検討してまいりました。

2 審議経過

平成21年度

(1) 第1回検討委員会全体会

日 時：平成21年5月11日（月）14：00～

会 場：燕市総合文化センター 小ホール

議 題：検討委員会要綱の改正と委員委嘱

(2) 第2回検討委員会全体会

日 時：平成21年6月2日（火）13：00～

会 場：燕庁舎分館3階 大会議室

議 題：21年度の検討課題と日程、部会構成

(3) 第1回検討委員会第2部会

日 時：平成21年6月12日（金）13：30～

会 場：燕庁舎3階第1委員会室

議 題：今後の部会運営と検討内容

- ・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
- ・学期制の在り方

(4) 第2回検討委員会第2部会

日 時：平成21年7月 8日（水）13：30～

会 場：燕庁舎分館3階 大会議室

議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方

- ・諮問内容の確認と幼・保・小・中の連携の実態
- ・学習指導要領の改訂の趣旨

(5) 第3回検討委員会第2部会

日 時：平成21年7月27日（月）13：30～

会 場：燕庁舎本館3階 第2委員会室

議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方

- ・小1プロブレム、中1ギャップの実態
- ・12年間を貫く燕市の教育の柱

- (6) 第4回検討委員会第2部会
日 時：平成21年8月25日（火） 9：30～
会 場：燕庁舎本館3階 第1委員会室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・ギャップへの対応と燕市の特徴を活かした教育
- (7) 第3回検討委員会全体会
日 時：平成21年9月10日（木） 14：00～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：各部会中間報告
・学校と家庭及び地域の一貫した教育の在り方について
・幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方について
- (8) 第5回検討委員会第2部会
日 時：平成21年9月30日（水） 13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・中間報告案の検討
- (9) 第6回検討委員会第2部会
日 時：平成21年11月10日（火） 13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・中間報告案の検討
- (10) 第7回検討委員会第2部会
日 時：平成21年12月17日（木） 13：30～
会 場：燕庁舎新館4階 大会議室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・中間報告案の検討
- (11) 第4回検討委員会全体会
日 時：平成22年1月18日（月） 13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・中間報告案の検討

平成22年度

- (1) 第2回検討委員会全体会
日 時：平成22年7月1日（木） 13：30～
会 場：燕市中央公民館3階小ホール
議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・パブリックコメントに対する回答案の検討

(2) 第3回検討委員会全体会

日 時：平成22年7月13日（火）13：30～

会 場：燕庁舎3階 大会議室

議 題：幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の在り方
・答申案の検討

3 報 告

近年、全国的に中学校入学後の学力低下や不登校の増加、小学校入学後の学校生活への不適應など、いわゆる中1ギャップ¹、小1プロブレム²の解消が課題になっており、燕市の児童生徒にも同様な傾向が見られます。

燕市は平成20年9月に教育立市を宣言し、「子どもの発達や学びの連続性の重視」「市民と一体となった教育の展開」などを打ち出しました。また、教育立市宣言推進事業として、読書活動のより一層の推進や学校支援地域本部事業³などに取り組んでおります。

それらのことを受けて燕市教育ビジョン検討委員会では、平成21年度より、まず小中一貫校について検討しました。続いて幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育の推進に関し、一貫した教育の内容と各校園種間の接続の問題について検討してまいりました。

検討の結果、現在の学校制度でも学校間の連携等を工夫することによって、更なる効果が期待できると考えられます。また、小中一貫校については、他市町村で始めたところがありますが、開始してから日が浅く少数である上に、実施形態も多様であることから、その評価はまだ出てはいません。したがって、小中一貫校について燕市では、当面実施することを見送り、今後の他市町村の実施状況を見守ることとしました。

そのほか、以下の3点について提言いたします。

(1) 幼・保、小、中を貫く課題として、「言葉の力の育成（読書活動推進、言語活動の充実）」「豊かな心の育成（心の燕市8つのチャレンジ⁴、家庭・地域との連携）」「健やかな体の育成（体力づくり、食育推進、生活習慣改善）」を設定する。

① 言葉の力の育成については、「燕市子どもの読書活動推進計画」を作成し、その推進を図る。また、幼・保、小、中で一貫して言葉の力が育まれるよう、各学校では言語活動を教育計画に位置付けるとともに、図書館支援員やボランティアによる言語活動への支援を行っていく。

② 豊かな心の育成については、心の燕市8つのチャレンジを一層推進するとともに、読書や

¹ 中1ギャップ：小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校になったり、いじめが急増したりするという現象。（新潟県教育委員会教育月報より）

² 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くとされていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目され出した。（東京都教育ビジョン 平成16年4月東京都教育委員会より）

³ 燕市学校支援地域本部事業：平成21年度から開始した事業で、地域のボランティアが学校の教育活動に効果的な支援を行っていくもの。燕市学校支援地域本部が中核となり、各学校の地域コーディネーターがボランティアとの交渉、連絡にあたる。

⁴ 心の燕市8つのチャレンジ：平成13年、市民全体が子どもたちに「豊かな心を育むための指針」として制定した。

家庭学習等でも家庭や地域との連携を推進していく。その際、子どもを育む推進協議会⁵や燕市学校支援地域本部等との連携を図ることで地域の力を活用する。

③ 健やかな体の育成については、体力向上1学校1取組運動⁶の推進、食育推進計画の作成と実施、生活習慣の改善を図る。

(2) 各園や学校では、子どもの発達段階を考慮し、進級や進学での適切な接続の面から、子どものよさ、特性、育ちなど、個々の状況や課題を見極めて幼児への援助、児童生徒への教育に当たる。また、年度替わり、特に校種間の移動にあたっては、情報を確実に次の担当者等に引き継ぐことで、幼児、児童生徒の連続した成長が育まれるよう配慮する。

(3) 情報交換だけでなく、園や学校間の授業交流などを積極的に進め、保育士や教員相互の交流を図る必要がある。

4 終わりに

本検討委員会では、幼・保、小、中を貫く課題や校種間の接続の問題や連携の在り方などについて検討いたしました。

市教育委員会におかれましては、本答申の内容を踏まえて、幼稚園、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育が推進されることを期待しております。

⁵ 子どもを育む推進協議会：燕市の子どもを取り巻く諸問題に対処し、健やかな心の育ちを培う活動を推進するために平成18年に設置された。幼稚園、保育園、小中学校、PTA、警察署、自治会、民生児童委員、人権擁護委員会、担当課の代表者等で構成される。

⁶ 体力向上1学校1取組運動：新潟県では体力低下に歯止めをかけ、さらにバランスのとれた体力向上を目指して、児童生徒の生活習慣や運動習慣の改善に向けた「1学校1取組」運動を進めており、燕市内の学校でも積極的に取り組んでいる。

学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について（答申）

平成22年12月27日
燕市教育ビジョン検討委員会

1 はじめに

燕市教育ビジョン検討委員会は、学識経験者、市立学校の代表、市民団体の代表、学校評議員代表、保護者の代表、幼稚園、保育園の代表、公募市民などで構成し、平成20年7月14日、第1回検討委員会をスタートしました。検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、5回の検討部会を開催し、適正規模の基本的な考え方や適正規模の基準について検討を加えました。（資料1を参照）

平成21年度は、この検討結果を基に、5回の検討部会を開催し、学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について、検討を重ねました。平成22年度は4回の全体会で検討し、最終的な答申としてまとめました。

2 審議経過

平成21年度

(1) 第1回検討委員会全体会

日 時：平成21年5月11日（月）14：00～

会 場：燕市総合文化センター 小ホール

議 題：検討委員会要綱の改正と委員委嘱

(2) 第2回検討委員会全体会

日 時：平成21年6月2日（火）13：00～

会 場：燕庁舎分館3階 大会議室

議 題：21年度の検討課題と日程、部会構成

(3) 第3回検討委員会第1部会

日 時：平成21年10月5日（月）14：00～

会 場：燕市総合文化センター 小ホール

議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について

(4) 第4回検討委員会第1部会

日 時：平成21年11月25日（水）13：00～

会 場：燕庁舎分館3階 大会議室

議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について

(5) 第5回検討委員会第1部会

日 時：平成21年12月24日（月）13：30～

会 場：燕庁舎分館3階 大会議室

議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について

(6) 第4回検討委員会全体会

日 時：平成22年1月18日（月）13：30～

会 場：燕庁舎分館3階 大会議室

議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について進捗状況報告・協議

(7) 第6回検討委員会第1部会

日 時：平成22年1月21日（木）9：30～

- 会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について
- (8) 第7回検討委員会第1部会
日 時：平成22年2月16日（火）9：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について
- (9) 第5回検討委員会全体会
日 時：平成22年3月5日（金）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について進捗状況報告・協議
- (10) 第6回検討委員会全体会
日 時：平成22年3月15日（月）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について
平成22年度
- (1) 第1回検討委員会全体会
日 時：平成22年4月13日（火）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について
- (2) 第3回検討委員会全体会
日 時：平成22年7月13日（火）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について
- (3) 第4回検討委員会全体会
日 時：平成22年11月4日（火）9：00～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について
- (4) 第5回検討委員会全体会
日 時：平成22年12月21日（火）13：30～
会 場：燕庁舎分館3階 大会議室
議 題：学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について

3 報 告

平成22年5月1日現在、燕市には、小学校が15校、中学校が5校あります。小学校のうち学校教育法施行規則⁷で標準とされる12学級～18学級の適正規模校は5校で、そのほか大規模校1校、小規模校が9校です。中学校では、適正規模校（基準は小学校と同じ）が2校、大規模校が1校、小規模

⁷ 学校教育法施行規則：第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第79条 上記規定は、中学校に準用する。

校が2校となっています。

教育ビジョン検討委員会では、児童生徒に基礎・基本となる学力を身につけさせるとともに、「知・徳・体のバランスのとれた、心豊かで生きる力がみなぎる子どもを育てる教育」を実現するため、教育環境の整備に向けて検討を重ねました。学校の適正規模の在り方についての検討結果を基に、上記の現状を踏まえ、平成21年度より学校の適正配置の在り方について検討いたしました。

燕市の子どもたちのよりよい教育環境実現のために、学区及び学校の適正規模（統廃合）の在り方について以下のように提言いたします。

(1) 学校の適正規模

① 学校の適正規模についての基本的な考え方

ア 児童生徒間及び児童生徒と教職員間において多様な人間関係を育む中で、集団ルールを学び社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。

イ 学級編制替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること。

ウ 教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。

エ 児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組むクラブ活動や部活動、各種活動等の活性化を促すことができる学校規模であること。

オ 教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成等の教員確保ができる学校規模であること

② 燕市における小中学校の適正規模の基準

①の基本的な考え方を踏まえ、燕市の学校では以下のような規模を適正と考える。

小学校	・1学年2学級以上 ・学校全体で12学級から18学級 ・1学級の人数は25人から35人
中学校	・1学年4学級以上 ・学校全体で12学級から18学級 ・1学級の人数は25人から35人

※なお、特別支援学級は、学級規模にかかわらず、特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。

(2) 学校の適正配置

上記(1)の②「燕市における小中学校の適正規模の基準」により、適正規模化を図るには、以下のようなことが考えられる。

① 学区再編の方針について

・ 適正規模化を図るために複数の学校を統合する場合、既存各校の中間部に新校舎を建設することが理想的ではあるが、新設には十分な検討期間が必要となること、土地確保の困難性、財政的制約などから、既存校舎の有効活用を優先することが望ましい。

・ 統合し、廃校となる学校の学区においては、通学の安全性確保の観点からスクールバス等の

通学手段について検討する必要がある。また、通学の利便性の観点から調整区域⁸として、児童生徒が隣接校を選択することを認め、併せて、「放課後の子どもの居場所づくり」についても取り組む必要がある。

- ・ 学区再編は最終報告後5年をめどとして行い、調整区域についても学区再編後概ね10年間の児童生徒の選択状況により見直すことが望ましい。

今までの調整区域は、設定後長期間経過しており、その間の児童生徒の学校選択の実態を見て学区を決定し、解消する必要がある。

- ・ 学区再編に当たっては、保護者や地域住民に対して趣旨説明を十分に行い、理解と協力を得るように努める必要がある。

② 小学校について

現在、11学級以下の小規模校については、適正規模化の検討対象とすることが望ましい。

特に、今後5年間の見通しに立って、6学級以下となる学校については、適正規模化を進める対象として検討を要する。

その際、調整区域や学区の見直し、通学の利便性、中学校の適正規模等も検討の課題に加える必要がある。

現在大規模校の学校については、今後5年間40人学級編制で見ると、ほぼ適正規模に近い学級数や適正規模の学級数となることから、現在の体制を維持しつつ、学区の変更などによって適正規模に近づけるよう配慮することが望ましい。

③ 中学校について

地理的な条件から当面現在の中学校5校体制を維持しつつ、学区の変更等によって適正規模に近付けるよう配慮していくことが望ましい。

それまでの間、大規模校の吉田中学校にあっては、教師と生徒が向き合う時間の確保やきめ細かな学習指導を工夫し、小規模校（小池中学校、燕北中学校）にあっては、部活動の重点化を図るなど、それぞれが特色ある教育を推進していく必要がある。

4 終わりに

本検討委員会において、学校の適正規模については、その基本的な考え方と適正規模の基準について、学校の適正配置については、学区再編の方針、その方針に基づいた小学校・中学校の適正配置の在り方について検討しました。

市教育委員会におかれましては、本答申の内容及び学校や地域の実態を踏まえて、具体的な推進計画を策定して下さるよう期待しております。

⁸ 調整区域：調整区域は、通学の便宜を図るため、隣接する2つ以上の学校から児童生徒が入学先を選ぶことができる区域。

学校の適正規模検討部会報告

1 第5回検討部会の審議

日 時：平成21年2月24日（火）13：30～

会 場：燕庁舎3階大会議室

議 題：特別支援学級を適正規模の学級数に含めるかどうか
市独自で学校適正規模を行った場合の経費
現在適正規模から外れている学校への対応

2 第5回 学校の適正規模部会での追加検討事項

- (1) 特別支援学級は、学級規模にかかわらず、特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。
- (2) 市独自に35人以下学級にし、常勤講師で増加教員を賄った場合
一人年間 244万4832円として、現状（20年度）では23学級増えることが予想される。市全体では5623万1136円となる。
- (3) 4の（2）にあるように学級数と1学級あたりの人数で適正規模を示し、その当てはまらない学校については、個々に検討する。

3 現在までの審議経過

(1) 学校規模についての現状と課題

① 燕市の学校規模はどうなっているのか。

国の標準法に基づく分け方では、平成20年5月1日現在の児童生徒数で見た場合、適正規模が小学校で4校、中学校で1校、小規模校が小学校で7校（複式学級1校を含む）、中学校で2校、大規模校が小学校で4校、中学校で2校となっている。

子どもにとっての望ましい教育環境を考える必要がある。

(2) 何を大切にする学校の適正規模なのか。

- ① 燕市の期待する子ども像からの視点・・・知・徳・体のバランスのとれた子ども
- ② 学習効果を上げる視点・・・話し合いや意見交換を活発にするグループ学習
担任の専門性を生かした交換授業
- ③ 社会性や人間関係が育つ視点・・・学級編制や部活、発表会
- ④ 教職員の組織力が発揮できる視点・・・教職員配置、危機管理、学校行事等

(3) 燕市としての学校の適正規模

- ① 教職員と児童生徒が触れ合う時間の確保ができる。
- ② 子どもの名前を職員が覚えられる人数。
- ③ 学級や個々の子どもの作品を処理できる人数。
- ④ 子ども同士の交流や関係がつけられる。
- ⑤ 集団活動が成立し、お互い切磋琢磨ができる。
- ⑥ 教職員の組織力が発揮できる。

(4) 学校の適正規模を検討する意義の再確認

- ① 燕市としての望ましい学校・学級規模における必要な教室数と教員増における予算
- ② 何のための学校の適正規模の検討なのか再度確認

4 適正規模の基本的な考え方及び適正規模の基準

本市は、「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」の実現、人をまちづくりの原点とし、市民とともに豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを推進している。

小中学校で学ぶ児童生徒に基礎・基本となる学力を身につけさせるとともに、人間性豊かで生きる力のみなごる子どもを育てる教育を実現するための教育環境の整備に向け、本市における学校の適正規模の基本的な考え方及び基準を以下のように考えられる。

(1) 適正規模についての基本的な考え方

- ① 児童生徒間及び児童生徒と教員間において多様な人間関係を育む中で、集団ルールを学び社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。
- ② 学級編制替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること。
- ③ 一定の教員数の確保により、教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
- ④ 一定の児童生徒数を維持することにより、児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組むクラブ活動や部活動、各種活動等の活性化を促すことができる学校規模であること。
- ⑤ 教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成等の教員確保ができる学校規模であること。

(2) 燕市における小中学校の適正規模の基準

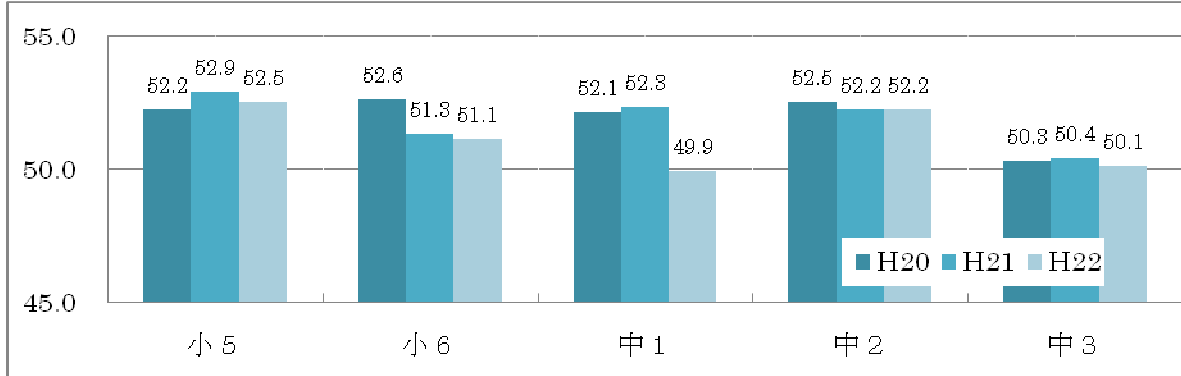
上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準は、次のようにすることが望ましい。

小学校	・ 1 学年 2 学級以上 ・ 学校全体で 1 2 学級から 1 8 学級 ・ 1 学級の人数は 2 5 人から 3 5 人。
中学校	・ 1 学年 4 学級以上 ・ 学校全体で 1 2 学級から 1 8 学級 ・ 1 学級の人数は 2 5 人から 3 5 人。

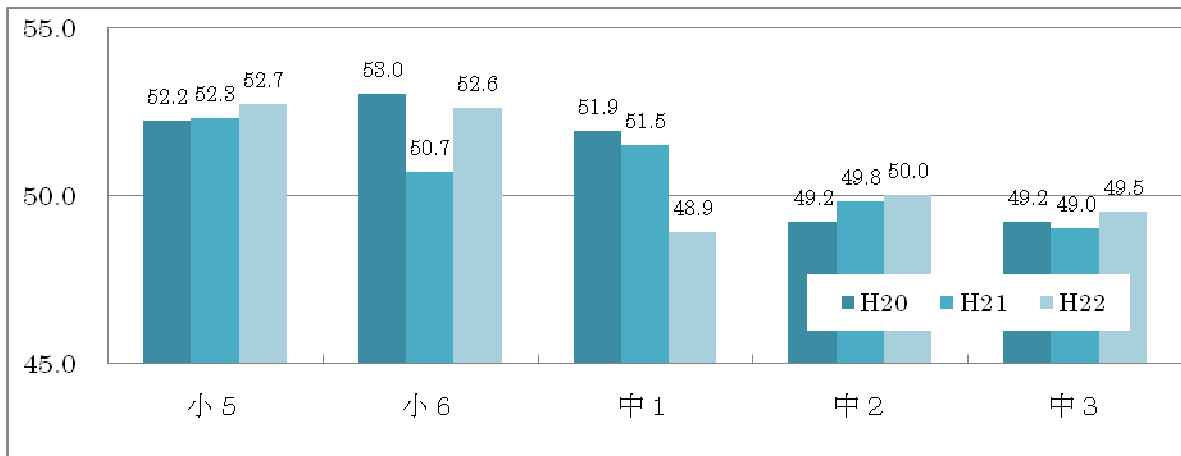
燕市の児童生徒のようす

1 教研式全国標準学力検査（NRT）結果

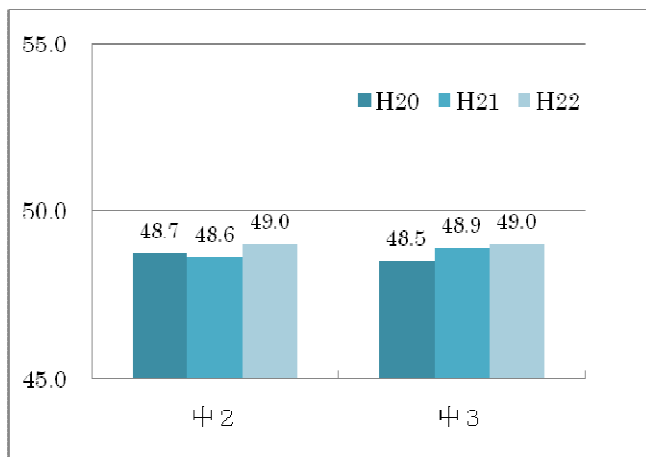
(1) 国語



(2) 算数・数学



(3) 英語



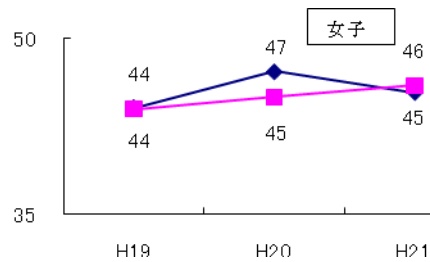
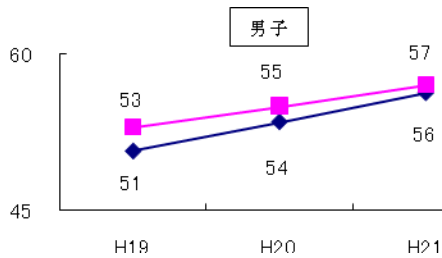
1 教研式全国標準学力検査(NRT)結果について

燕市では、毎年4月に前年度の学習内容の習得状況を把握するためNRTを実施しています。

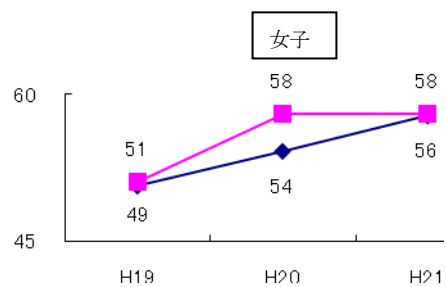
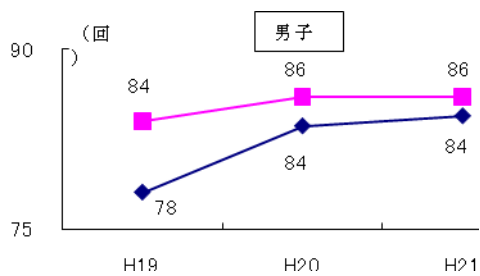
NRTでは全国平均を50としています。

2 新体カテスト結果(シャトルラン)

(1) 小学校5年生



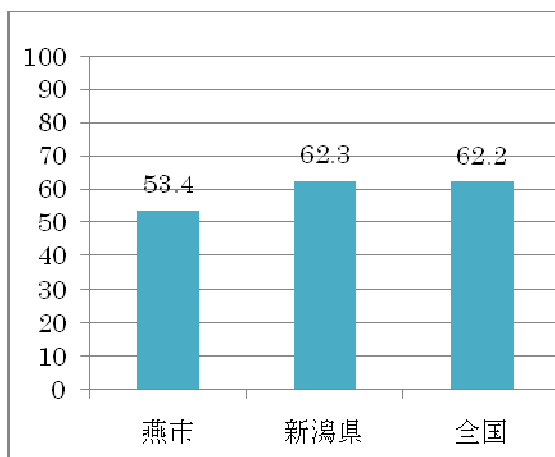
(2) 中学校2年生



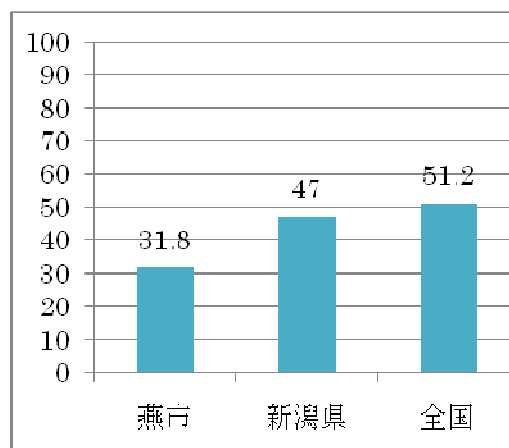
2 新体カテスト結果(シャトルラン)について
 燕市では、全国新体カテストを実施しています。
 掲載したのは、平成21年の6月から7月にかけて実施した調査結果の一部です。

3 生活の状況

(1) 【近所の人に出会ったときは、あいさつはしている】と答えた児童生徒

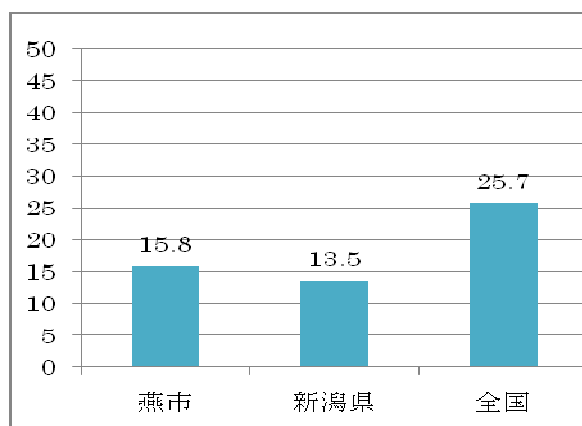


小学校6年生

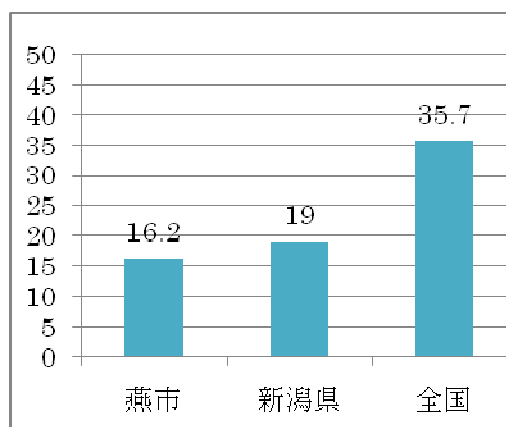


中学校3年生

(2) 【学校の授業以外に1日2時間以上勉強をしている】と答えた児童生徒

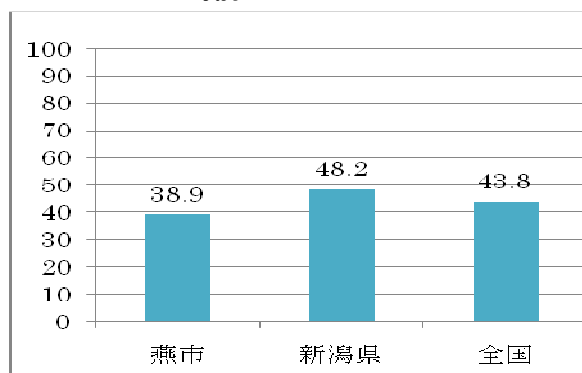


小学校6年生



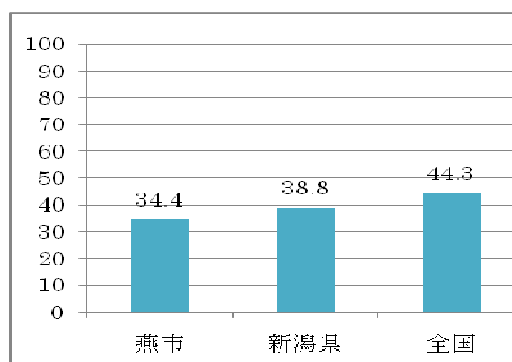
中学校3年生

(3) 【普段10時前に寝ている】と答えた児童



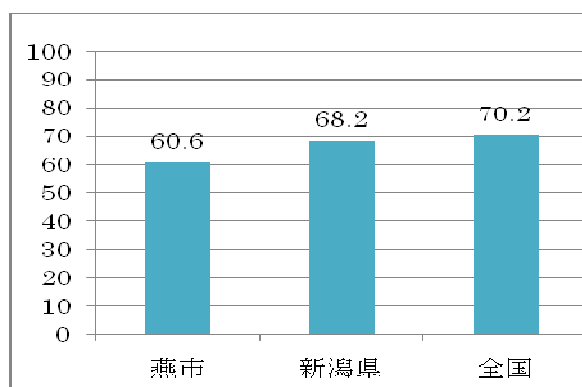
小学校6年生

【普段11時前に寝ている】と答えた生徒

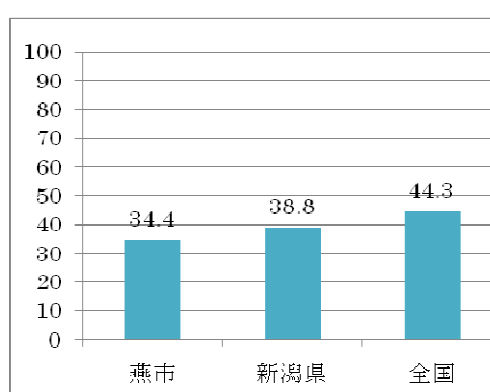


中学校3年生

(4) 【将来の夢や目標を持っている】と答えた児童生徒



小学校6年生



中学校3年生

3 生活の状況について

燕市では、児童生徒の学力・学習の状況を把握するために、全国学力・学習状況調査を実施しています。掲載したのは、平成22年度4月に実施した調査結果の一部です。